総務文教常任委員会 会議記録

１　日　　時　　令和８年８月17日（月曜日）　午前10時00分開会　午後４時32分散会

２　場　　所　　第二委員会室

３　出 席 委 員　　阿部委員長、渡辺、近藤、古畑、保坂、松尾の各委員

４　欠 席 委 員　　なし

５　委員外議員　　松田、関原、利根川、和泉、田原(洋)、東野、田原(実)の各議員

６　説　明　員　　久保田市長、井川副市長
中村消防長、上野消防署長、和田消防総務課長、笹原同課長補佐、
鷭本教育長、山本教育次長、室橋こども家庭課長、田村同課長補佐、
飛弾野同課長補佐、能登同係長、渡邉学校教育課長、石口同参事、
仲谷同課長補佐、八木同係長、満城同係長、大西企画課長、磯貝総務課長、
白澤同課長補佐

７　事務局職員　　磯貝事務局長、川原係長

８　本日の会議に付した事件
（１）子育て支援について
・全天候型子ども遊戯場整備事業の進捗状況について
・駅北遊び広場整備事業の進捗状況について
（２）いじめ・不登校について
・市内学校で発生したいじめ事案について
・令和４年度のアレルギーヒヤリハット事案対応について
（３）その他

９　経過と結果
○阿部委員長
おはようございます。
ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。
欠席通告員はありません。定足数に達しておりますので、直ちに会議に入ります。
それでは、お手元配付した協議会により進めます。なお、委員外議員の発言につきましては、先例申合せのとおり、委員の発言終了後、必要があれば休憩を取りますので、発言の許可を求めてください。

議題に入ります前に、８月14日に発生した火災について、消防長から報告の申し出がありましたので、受けたいと思います。

暫時休憩いたします。

全天候型子ども遊戯場整備事業の進捗状況について

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

これより協議題の１番の（１）全天候型子ども遊戯場整備事業の進捗状況についてを議題といたします。

担当課の説明を求めます。

○室橋こども家庭課長

おはようございます。

ご説明をいたします。こども家庭課の提出資料No.１をご覧ください。

全天候型子ども遊戯場整備事業の進捗状況と今後の対応方針について、ご説明をいたします。

初めに、１、プロポーザルの結果であります。

本事業につきましては、公募型プロポーザルを実施し、参加申込書の提出と企画提案書の提出を段階的に設定しておりました。参加申込みについては、複数者から提出があり、７月10日を企画提案書の提出期限としておりましたが、参加申込みのあった全ての事業者から辞退の申し出がありました。このため、企画提案の審査及び事業者の選定に至っておりません。辞退という結果を受け、公募条件を再検討するため、７月下旬に辞退した事業者から辞退理由や事業実施上の課題について聞き取りを行いました。

２、聞き取りの結果の概要であります。

主な意見を３点に整理しております。まず一点目でありますが、事業費であります。建築設備及び遊具などを含む、こちらが示した前回の条件では、事業費上限額である8,000万円で実施することは難しいとの意見がありました。２点目は見積り提案条件です。プロポーザルということで、業者からの提案を求めたところですが、対象年齢、設備備品及び既存建物の改修範囲などについて、市が求める内容をより具体的に示すことで、精度の高い見積りが提出できるとの意見がありました。３点目は、実施体制及び工期です。遊具事業者と建築設備事業者などによる実施体制の構築に時間を要すること、特に大型遊具については、毎年秋から春にかけて、特注の大型遊具制作の繁忙期であり、年度内の整備が難しいとの意見がありました。

３、現段階の判断といたしましては、同じ条件のまま再公募をしても参加者がいない可能性が高いと考えられるため、聞き取り結果を踏まえ、事業費、要求条件、発注方法及び工程を見直し、再プロポーザルの実施に向けた検討を進める必要があると考えております。

４、今後の対応方針であります。

まず、全天候型子ども遊戯場については、何とか早期に整備実現したいと考えておりますことから、再プロポーザルが成立するよう、必要な事業費を精査するとともに、仕様書をより具体化し、実現可能な工程へ見直しをいたします。その上で、事業費を見直す必要がある場合に

は、全天候型子ども遊戯場の整備の予算を単純に増額するのではなく、（２）に記載のとおり、駅北遊び広場と一体的に捉え、市の財政負担を増加させない方向で、事業費調整を行う検討を進めたいと考えております。具体的な見直し額、再プロポーザルの条件などについては、現在引き続き精査をしており、予算の増額が必要となった場合には、（３）に記載のとおり、市議会の９月定例会に補正予算案としてお示ししなければならないと考えております。

裏面をお願いいたします。

最後に５、今後の予定です。

再プロポーザルの日程も考慮し、８月20日をめどに市ホームページにおいて、仕様書案などを含む現在の検討状況を公表したいと考えております。その後、９月市議会で再プロポーザルの条件等をご説明し、速やかに再プロポーザルを実施していきたいと考えております。なお、供用開始時期を含む詳細な工程については、再プロポーザルの条件と合わせ、改めてお示ししていきたいと考えております。

以上、全天候型子ども遊戯場整備事業の進捗状況と今後の対応方針についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○阿部委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○保坂委員

説明ありがとうございました。

あれですかね、要は、当初の事業費8,000万がそもそも、何ていうのかな、金額的に合わなかったっていう認識で今聞いたんですけども、要は行政側の設定が現実に合わなかったっていうことでよろしいですか。それとも社会背景とかいろんな事情があって、その金額に見合わなくなったっていう捉え方でよろしいでしょうか。

○室橋こども家庭課長

まず今ほどご説明をいたしましたとおり、事業費の8,000万円という部分が合わないといったご意見もいただきました。併せて、今回の整備につきましては、今年度中の整備ということで予定をしておりましたが、そういったところにつきましても、先ほどお話したとおり、遊具の発注というところに関しまして、年度内の整備が難しいといったところでのご意見等もいただいたというところで、金額だけが全てということではございませんが、全体的にそういったところで辞退をされたというふうに受け止めております。

以上です。

○保坂委員

そうすると、今資料の大きい２番の（３）でいくと、もう時間的には、年度内整備は無理、客観的に見て無理っていうことでよろしいですか。

○室橋こども家庭課長

単純な建築設備とかそういった部分のところについては、可能な部分もあろうかと思っておりますが、先ほどお話したとおり、こちらで整備する遊具が特注ということになりますと、その整備時期が年度末にかけて繁忙期に当たるといったところで、なかなか期限までの納入が難しいといったようなご意見はいただいております。

○保坂委員

今遊具が特殊なもので、逆に言うと時間を取ってあげれば、予算的にはそんなに増やさなくてもできるっていう解釈でよろしいですか。それとも予算もアップして時間も大幅に伸ばさないと駄目という認識でよろしいでしょうか。

○室橋こども家庭課長

まず工期につきましては、一部分、延ばさなければいけないというふうに認識をしております。またその中で、合わせて施設整備の部分につきましても、若干の増額がひょっとしたら必要になるんではないかというふうなところを踏まえて、今検討させていただいているところでございます。

以上です。

○保坂委員

そもそもの計画からいくと、駅北のほうでね１億5,000万をへつったっていうか、減額してるわけですから、その分のことを考えればね、こっちにスライドさせれば、金額的な面は真水の分でもフォローができるのかなと思うんですが、ただ時間的に遊具に時間かかるということであれば、大幅なスケジュール変更ということにもなりますし、また人員配置のほうにも影響が大きく関わってくるんで、そういったところをちゃんと対応しないと、駅北から旧ブックセンターさかいに移すわけですから、そこまであまり時間かけてやるのもどうかなと思うので、これは逆に私は早急に金額の面も今、逆に１億5,000万っていうそういうお金があるんで、そこはちょっと工夫してもらえればいいのかなと思いますので、スケジュール面で本当に納得のいく手立てを打たないといけないと思っておりますので、ただでさえ今、子供の人数が減っていく中で糸魚川の魅力が薄まっていく中で、これが一つの目玉になるとするんであれば、やっぱり早急な対応をしなきゃいけないと思うので、そういったところを前向きにやっていただきたいと思います。

それと、あと天井低いとか、いろんな細かいこともあるんですけども、そういった中での工夫が必要なんで、あんまり無理な要求をしても、また業者さんも受けづらい面もあるかもしれないので、違った工夫も考えるようなこともしていただきたいと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○室橋こども家庭課長

今ほどご質問いただきました部分で、スケジュールの部分につきましては、業者からは施設整備、大型遊具の関係で年度内は厳しいというようなことは聞いておりますが、大幅に遅れるというふうな受け止めは、私どもしておりませんので、当初予定しておりました来年の夏ぐらいに供用開始できればというところは想定しておりますので、今回、再プロポーザルをかけていくに当たりましても、来年の夏ぐらいまでの供用開始といったところは、なるべくずらさないような形で検討させていただきたいと思っております。

委員のほうから、お話あった高さといった部分につきましては、以前ほかの委員、議会のほうからもご意見をいただいておりますが、既存施設を活用するという中で、高さが限られた中でも、子供たちにとって満足ができる施設整備というところを、私ども考えていきたいというところも踏まえながら、今回のプロポーザルということで業者の提案を広く求めていきたいと思っておりますので、そういった面で業者からのアイディアを期待しているところでございます。

以上です。

○保坂委員

今の質問は最後にしますけど、この聞き取り状況の中でちょっと気になってるのが、施工業者の人材不足とか、そういう問題はないという受け止め方でよろしいですか。要はお金の問題とスケジュールをクリアすれば本当に仕事として進められるっていう認識でよろしいですか。後になってね、人がほかで取られて工事が進まんとかね、そういうふうなことも、ちょっと懸念しておるんで、その辺は、聞き取り上、問題なかったという認識でよろしいでしょうか。

○室橋こども家庭課長

聞き取りをさせていただいた中では、特に人が不足してといったところのお話はお聞きしておりません。

以上です。

○古畑委員

これやっぱり本当に思うんですけどね、１回けちのついた事業ってのはさ、もうここまでも足をひっぱられるかとつくづく思うんですよね。室橋課長のせいだとは言いませんよ。ただその積算根拠だとか、いろんなことをやってきて、その反省に立って今回の事業ってのは、造っていくし、全体の骨格が決まってこない中でね、プロポーザルとかね、そういうところでやる難しさってあると思うんだよね。どうしても担当課の出したアイディアだけで、何か設計してろっていったって難しい。

でもさ、そのためにプロポーザルをやるんだろ。

あそこは、ゼロから造るんじゃないんだよね。もうちゃんとブックセンターさかいの跡地で建物が建っていて、今便器が足りなくて工事が遅れるなんて言ってますけど、もう既についていて、そこも調整するんでしょ。で、綺麗にしていただくのは向こうの仕事でやるわけだ。電気設備だとかそういうことについては、貸し手側がね。で、家賃が、ばか高くなってしまっているんだけど。

でだ、じゃあ8,000万円の使い道って一体何なのかってことになりませんか。8,000万で造れないって、一体何を造る気なんですか。ちょっとお聞かせください。

○室橋こども家庭課長

今回のプロポーザルにつきましては、今ほど委員おっしゃられるとおり、既存の施設を使うといったところで、私どもも反省点といたしましては、やはり全く新規のものをプロポーザルでご提案いただくという部分と既存施設に関してプロポーザルをいただくというところでは、違いがあるというところは、改めて認識をしたところでございます。

施設設備の中でも、どういったものをどのように使えるのか、例えば防犯カメラとかそういったものをこちらで施設に要求する中でも、そういったところの配線だったり、そういったところがどこまで使えるのかといったところが不明確であったりしますと、やはり業者はそういったところも含めて、金額に反映させたり、提案をしてきたりといったところがございます。

私どもとしても、遊具施設だけだったりというところを、子供たちが遊べる魅力的な遊具の提案というところを特に業者に求めたというところで、プロポーザルをさせていただいたわけなんですが、やはり造られる業者サイドといたしましても、ただ単に遊具だけが立派というよりも、やっぱり全体として子供たちが遊べるスペース、例えば壁紙とか床材、そういったところまでも含めて、しっかりしたものを造りたいという業者なりの、やはりプロ意識といいますか、そういった思いみたいなのもある中で、やっぱりプロポーザルという形になりますと、ほ

かの競争等もある中で、やはりより良いものをというところのご意向が業者サイドにもあるのかなというところを感じる中で、今回業者としては、そういったところの中では、金額的な折り合いも含めて、辞退されたというふうな形で、私は受け止めをさせていただいているところでございます。

以上です。

○古畑委員

そこの考え方なんだけどさ、対象となるのは小学校前の幼児でしょ。違うのか。大人も遊べるような施設にするのか。

○室橋こども家庭課長

元々屋内遊戯場の要望というのは、小学校に上がる前のお子さんっていうのを対象にして、前の複合施設のときから想定されてきていったところでありますけれども、いろいろご意見をお聞きする中で、やはりその子のきょうだいも一緒に遊べるといったところも含めて、大きな子も少し遊べる部分が欲しいといったところは、以前の複合施設の計画のときからもお聞きしていたところでございまして、今回の全天候型子ども遊戯場整備につきましても、小学校までのお子さんが遊べる施設、小学校に上がる前ではなくて、小学校６年生までのお子さんが遊べる施設ということで、ゾーンをある程度分けた中で有効な整備をお願いしたいということで、今考えているところでございます。

○古畑委員

その遊具はさ、かなり高額なものとか考えてるの。なんだったら、ジオパルにあるさ、滑り台を持っていけば。

あそこのジオパルの滑り台で遊ばせて子供が騒いでると、うるさいって叱られるんですよ。使って怒られるようなものは、あそこに置いとくなって。本当に恥ずかしいよ。子供を連れていって遊ばせたら、お母さんが叱られるみたいなんですよ。

あれだって1,000万かな、かけて造った滑り台だろ。なんか今、飾りのオブジェみたいになってんじゃん。

あのさ、これを造るのに幾らかかるかっていう聞き方じゃなくて、8,000万円で何ができるかって設計士に聞けば。8,000万ってさ、ちょっと麻痺してないですか。8,000万って結構な高額ですよ。豪邸が建つと思いますよ、本当に。もう、何だろう、水回りから、電気から、床暖房から、テラスからさ。屋上にソーラーシステムつけたってさ、できますよ8,000万円で。

あのさ、どっか感覚が麻痺してるんじゃないですかね。そんな建設屋を使わなくたって、いいじゃない。地元のほうでさ、要望に合わせて造ってくれって。一括でできないっていうんなら、幼年部のコーナーはおたくで造ってくださいとか、小学校高学年の分はそっちで造ってくださいと。で、要望もあったようにさ、営業時間を延ばしてもさ、高校生が勉強するような、たまり場にもできるようにしてくださいとか、せっかく造るんだから、もうできてるんだから、もう8,000万でできるものは何ですかって聞いたほうがいいんじゃないですか。

要望とすりゃあ、大体、幼児、小学生の中年部っていうか上と下の二つに分けて遊べるようにって、まあ運動量は全然違いますからね。それで確かにさ、小学生の高学年になると遊び方も派手になってきますし、何か刺激的なもの欲しいと思うけど、ちっちゃい子たちのさ、遊べるスペースさえありゃいいんですよ、転んでもけがしないように。何かぶつかっても泣かないようにするとか、全体にクッションを強くして、好きに遊ばせればいいって。ちっちゃい子ど

もってのは、何でもかんでも遊び道具にするじゃない、もうそれはやめてくれっていうものまで遊んでしまう。そのぐらい独創力があるんですよ。

高学年についてはさあ、何か広い場所があればいいんじゃないの。少し先生たちともさ、親御さんたちとも話し合って、どの辺で妥協できるか、それから目玉施設っているのかね。観光施設にするつもりはないんでしょう。いわゆる子供たちがね、遊ぶ場所がないから、じゃあそこで入れましょうって。元々あれじゃない、めだか園の話からきて、そこが手狭なんでっていうとこから話がきてるわけだけど、何か話がどんどん大きくなっていくじゃないですか。だからそのコンセプトだよね。見直すべきは、そっちだと思うんだよね。

それから委員長とも話してるんだけど、あのね、建設中に口も挟めないようなさ、プロポーザルです、この業者に任したんで、一切議会口を挟むなみたいなのは、俺もう嫌ね、それはね。だったら個別発注でさ、どこどこの建設会社でコーナーごとに仕切って、これどこだどこだってやればいいじゃん。建物はできてるんですよ。内装だけ構えばいいんだよ。だからその発想がどうしても、なんで8,000万になんないんだよ。8,000万で造れるものを造ってくれって頼む式は駄目なんですか。

○室橋こども家庭課長

私どもも、当初8,000万円ということで、８年度当初予算を議会でお認めをいただきまして、予算を確保させていただき、業者にプロポーザルということで、発注させていただきました。

プロポーザルということに関しましては、やはり限られた施設を、既存の施設を使うという中で、やはり業者から最大限いい提案をいただければということの考えを持って、プロポーザルということでさせていただいたわけでありますが、結果的に業者が今辞退というような状況に至っております。確かに8,000万円ということで、金額を限定して、これで必ず造れという形で進めるということは、それは一つの案かなというふうには思うんですけれども、ただそうした場合に、今回辞退というような状況に陥ったような形で、手挙げをしていただける業者がいないということになりますと、今度、事業実施ができないといったところにもなっていくかというふうには思っております。そういった中で、今予算としては、既にこのプロポーザルによる施設整備ということで、８年度予算をお認めいただいている状況がありますので、今、古畑委員からもご意見いただいた部分、ごもっともな部分もあるかとは思っております。ただ限られている、決められた予算の中で、今後どういった形で動けるかというところは、今ちょっと鋭意、検討させていただいて、精査させていただいているといったところでございます。

以上です。

○古畑委員

やっぱり基本的なさ、考え方をやっぱり一回整理していただきたいと思うんだよ。

全天候型で、全児童を対象にして造るっていうのはさ、やっぱりなかなか難しいと思うんだよね。だけど小学校の子供たちがさ、そんなに遊具が必要なのかなと思う。体育館とか講堂でさ、自分たちでルールつくって適当に遊んでるじゃないですか。ねえ、走り回ったりなんだりで、もうそれでいいんじゃないかなって気がする。じゃあ、結局何も造らないスペースが高学年用。お好きにどうぞ遊んでくださいって。

でさ、やっぱりちっちゃい幼児はさ、こんなちっちゃいんだよ。いや小学校に上がるまでにはこのぐらいになるかな。その子たちが、こう床に置いたときの天井ってさ、ものすごい高いんだよ。親たちはさ、目を離すと、何かするか分かんないから、ちっちゃな会場だからね、そ

こで疲れるんだから、そのコーナーのほうへ入れて、もう勝手に遊べと。子供同士で遊べって、結構１人遊んだりもするじゃないすか。

やっぱりコンセプトだよね、これしっかり。

高校生たちのたまり場だって、時間を分けてさ、５時以降はじゃあ高校生、入場いいですよ。あのね、遊ばせるんじゃなくて、今度は勉強させるんだよ。勉強するとこなくてみんな困ってるんだよね。せっかく造った施設なんだから、空いてるんだから、その時間使わせればいいじゃないのって思う。別に５時だとか何時かとかって決めなくたって、ちっちゃい子は預けることができるんなら、仕事終わりってことを考えりゃさ、６時とか６時半とかって、７時とかってやってほしいって、親は思うよ。

だから、その辺のコンセプトをさ、今更ね、こういうこと言うのも悪いけど、逆に不調だったことを幸いだと思って、もう一回、練り直せばいいわ。そんなさ、8,000万じゃ足りないんで１億にしてくれとかさ、１億2,000万にしてくれって話は、蹴っ飛ばしだ、そんなん。いらないから、そんな立派なものは。あのさ、遊具だけで1,000万も3,000万もふざけんなって言ってる。こっちは出せるのは、30万円までだね。50万円までだね。それでいいって。

固定物を造ると後で外すの大変なんだよ。子供たちは遊具で遊ぶ天才だから、どんなものでも面白おかしく遊ぶんだよ。飽きてすぐやめるけど、またすぐ帰ってくるんだよ。また同じもので遊ぶんだよ、それしかなきゃね。別に遊園地を造ろうってわけじゃないんだから、そんなに遊具にさ、ばか高い金かけたりしなくていいと思うんだよ。いかがですか。

○室橋こども家庭課長

今ほど委員おっしゃられるとおり、私どもも業者とちょっと対話をする中で、やはり先ほどお話あった、低学年、小さい乳幼児のお子さんから高学年の大きいお子さんまでというところで、まんべんなく施設整備をするとなると、なかなかポイントの絞りどころがなくて、その部分で対応も難しいというようなお話もお聞きをしたところもございます。

私どもの施設としては、先ほどお話しましたように、当初、やはり乳幼児のお子さんの居場所がなくて困るといったところから端を発して、そういった子育て世代のためにということで、全天候型の屋内遊戯場といったところは想定しておりますので、どちらかというと重点はあくまで乳幼児、小さいお子さんに絞った形で、ただ兄弟利用といったところも必要不可欠な部分がありますので、そういった部分も踏まえてという形で、施設整備をしていきたいという、そういった市の方針を明確に示すことで、業者も力の配分といいますか、造り方といったところを考えていけるところがあるやに感じられましたので、仕様書の中でそういった部分、小さいお子さんに重点を置いて、ただ兄弟利用も含めて、大きいお子さんといったところを明確にしたりといったところで、仕様書をしっかりと見直しをさせていただく中で、ただ今回プロポーザルということで、今、進めさせていただいておりますが、何とか施設整備は進めていきたいという思いがございますので、何とか実現できるような形の道を今模索させていただいているといったところでございます。

以上です。

［「一回、休みます」と呼ぶ者あり］

○阿部委員長

松尾委員。

○松尾委員

古畑委員のお考えも、私も確かにそうだなとは思うし、もう一点ですね、あらかじめ予算は、それは行政ですから予算を設定するということは、それはまあ当然だと思うんですけども。ただ、プロポーザルっていうことになれば、金額も企画も含めて、うちは幾ら幾らで、こういう整備をしますよと。それが、３者なのか５者なのか、出してきて、で、その中で皆さんが描いている、こういう施設がいいなって、あらかじめ持っていたものと照らし合わせながら、交渉していくのが私は筋なんじゃないかと、まあ、素人ながら思うんですよね。いきなり8,000万までですよと。それで出してくださいと。で、その中で云々っていっても、いや、今まあ、こういうご時世ですので、なかなか数字がありませんと。これなる可能性もやっぱりあると思うんですよ。

ですから、あらかじめ設定しておいてもですね、向こうに上限を、もちろん言わずに出してきたほうがかえって、私、安くできるんじゃないかなって思うんですよね、競争ですから。その辺のお考えはどうですか。

今これ見るとですね、発注方法及び工程を見直した上で、予算もですね、今8,000万で通らなかったから、じゃあ１億まで持っていこうかとか、そういうふうにやって、またプロポーザルやっても、意外にまた、いやそれじゃ合いません。前回の壊したのと同じで、私は不調になることだって、今の時世だったら考えられるだけに、業者を不審に思うのはまずいんですけども、そんなような、いわゆる駆け引きっていう言葉は悪いけど、行政もですね、それなりの準備をして、プロポーザルをして、やったほうが私はいいと思うんですけど、その辺いかがですか。

○室橋こども家庭課長

おっしゃられること、ごもっともかというふうに思っております。

私どもも先ほど申し上げましたように、今後プロポーザルをしていくに当たりまして、仕様書の見直しというところはしっかりしていきたいというふうに思っております。その仕様書が、しっかり業者に伝わる中で、落としていいところは落としていくというような形の金額の算出根拠にもつながると思っておりますので、そういったところを明確にできるところはしっかりと明確にしながら、仕様書を作成していきたいというふうに思っております。

ただ一つやはり危惧するのは、先ほどもちょっと申し上げましたとおり、結局、事業者の手挙げがないといったところになったときに、この事業がこれ以上進めていけないというふうになるといったところも、非常に困るところでございまして、今年度予算といたしましては、先ほどお話しましたようにプロポーザルで実施していくという形での、予算がお認めいただいておりますので、その範囲の中で、どういった形で動けるかといったところも考えなければいけないかなというふうには思っております。

以上です。

○松尾委員

手を挙げる業者がいないと。

要は金額が合わないからっていうことで手を挙げない。とにかく金額を設定しないでね、さっき言ったのを繰り返すようですけども、しないでやったほうが、プロポーザルですよと。金額、事業費はどのぐらいになるのかって。出すだけ出そうよと。設定してるから、いやそれに合いませんよって、バーンとやられちゃうと、もうそれで終わりだし。手を挙げてもらうためには、事業費をあらかじめ伏せておく。それは行政ですから、当然、さっき申し上げたようなやり方で、いわゆる見積り合わせじゃないけども、事業費を、企画を見てね。で、それにでき

るだけ近づける方向性というやり方をしたほうがいいと、私は繰り返すようですけど言っておきます。

それで、２番の（２）の見積り、提案条件で、具体的に示すことで精度の高い見積りが提出できるという、具体的にって書いてある。今見直しをするんだということなんですけど、今までこういう事業、これに限らずですね、実際どういうプロポーザルの提案をというか、お願いをしておったのかなと。つまり、こうこうでこうですから、よろしくお願いしますね、ぐらいで終わっていたのか。あらかじめ、かなりのものを出してのプロポーザルをやってきたのかというと、どうもこれを見る限り、行政のプロポーザルで云々ってやつは、割とアバウトな何ていうかな、企画提案というか、それを持ってて、臨んでいたのかなって、今思ったんですけど、その辺はどうなんですか。この課に限らずね。

○室橋こども家庭課長

まずですね、最初に委員のほうでおっしゃられた、金額を示さないでといったところのプロポーザルといったところでございますが、やはり私ども行政の仕事といたしましては、予算の確保がない部分につきまして、なかなかそういったプロポーザルで提案をお願いできる部分はございませんので、なかなかやっぱり金額を示さないでという中では厳しいのかなというふうには思っております。

これまでのプロポーザルのやり方というところではありますが、そのプロポーザルのものによって内容が違うかというふうに思ってます。事細かに、やはり具体的なところをお示しして出すプロポーザルも中にはあるか思いますけれども、やはりこちらとして、どうしてもこういった部分の機能は欲しいとか、こういった部分の内容を実現してもらいたいといったところを示して、それを業者からご提案いただくというところがプロポーザルかなというふうには思っておりますので、大雑把というふうな形に受け取られるかもしれませんけれども、やはり予算枠としては、これだけの予算枠の中で必要最大限いいものを業者から提案いただくといったところが、プロポーザルのメリットかなというふうには思っております。

以上です。

○松尾委員

まあ繰り返すような話もまたするかもしれませんが、要はですね、これはまあ、この事業に限らず、この間の取壊しもそうですけども、上限がいくらだというふうになっちゃうと、やっぱりそれに合わせるような見積りを出してくるっていうのが一般的じゃないのかなと。やっぱり、その辺のところもですね、それは先ほどの答弁のとおり、行政はやっぱり責任を持って予算を作った手前、やらざるを得ないんだということになるんでしょうけども、それはそれとしてということで、先ほど申し上げたんですよ。

今これ２回目、３回目もしかしたらなるかもしれない。しかしこの２回目、３回目を繰り返す前にですね、今度臨むに当たっては、やはり繰り返すようですが、行政としてやっぱりここに書いてあるように、具体的に示すことって書いてありますけども、具体的なものを持って臨まない限りは、なかなか業者も今やっぱり厳しいだけにですね、相当な金額を提示するだろうと思います。そういうことを考えますと、もちろん業者にも利益を出してもらわなければなりませんが、しかし行政としてのいろんな立場を考えたら、やはりその辺の何ていうかな、お願いするにしても、しっかりとしたものを出さない限り、これはなかなか厳しい数字になるような気がいたしますので、意見として申し上げておきます。

以上です。

○室橋こども家庭課長

今ほど松尾委員おっしゃられるように、一般的に建物を例えば整備するときには、まずは設計をやって、その内容をしっかり決めてから、その設計に沿った形で工事費を確保して実施していくというところがそうかと思ってます。

松尾委員おっしゃられる部分は、そういった形でやればしっかりと事業費も確定していくのではないかなというふうに思っておりますが、今回プロポーザルということで、設計・施工を一括という形で、その設計・施工一括でやることによって、設計をまずやって施工するよりも、経費としても省略できる部分等もあって、経費節減につながったり、また事業期間の短縮につながったりといったところが見込まれるといった、そういったメリットも考慮する中で、今回プロポーザルということで、想定をしてやらせていただきました。

結果的にはこのような形になっておりますが、今現状で、できるところ、今ほどいただいたご意見も踏まえながら、仕様書をしっかりと私どもも精査し直させていただいて、次に向けて進ませていただきたいと思っております。

以上です。

○古畑委員

これ、どうしても腑に落ちないんですけどさ。今までね、こういうふうにやりたいっていうことでさ、ビーチホールまがたま使ったりね、公民館使ったりで、子供を遊ばせてるところを見せてね、こういうふうにしたいんだ。ああなるほどなって思いました。

あれさ、何千万もかかってんの。持ち運びできる遊具だとか、それが、その遊ばせてくれる人たちの、いわゆるアイディアで、何か実にユニークなことをやって子供たちを遊ばせてるじゃないですか。私はね、それでいいと思うんだよ。立派な遊具に乗りたかったら遊園地に行きなさいって。それはやっぱり今度は維持管理も関わるし、設置費もかかるだろうし。それはでもやっぱりもういいから。

この広いスペースの中で、子供たちを遊ばせやりたいっていったら、いろんなアイディアが出てくるんじゃないですか。本当にちっちゃい子なんかさ、本当にちょっと厚めのクッションやって、転んでも大丈夫なようにしといてくれりゃさ、何でもいいんだわ。ダンボールでも何でもやっとけば、勝手に遊ぶんだからさ。金かけていいものじゃなくてさ、どうしても業者にお願いをしたいならさ、これを造ったら何千万じゃなくて、松尾さんも言ったようにさ、8,000万以下で造れるもののアイディア大募集にしてごらん。アイディア合戦で、このアイディアならば6,000万、これなら大体7,500万、これなら１億円かかりますねって、自分の家を建てることを考えてみ。業者さんっていろんなプラン持ってきてくれるじゃない。金がありゃ、こっちにしたいんですけどね、じゃあ、こっちのＢ案にするかとか、なりませんか。何かね、公共事業というと、湯水のように経費ばっかりかさんでいって、できたら結局使えないものになってしまうんだって。壊すんだって、借り物だろう、場所。施設だってさ、永久的に使えるわけじゃないんだし、家賃だって考えれや、ちったあな。あんな高いだろう。それを考えりゃさ、建物はもうできてるんだからさ、高いの承知で、借りちゃったんだからさ、それを生かせるように、何か内装の色だとかね、素材だとかそっちのほうだけ気を遣って、子供たちにとって害のないようなものをやれるように。

それからさ、ブランコも駄目、シーソーも駄目でしょ今。遊ばせるっていったって、危ない

とか危険だと。落ったらどうするかと。まあ、落ったら赤チンつけとけって言うんだけどさ、今は赤チンもないからね。そういうことも考えてもさ、あんまり至れり尽くせりの施設にしなくていいと思うんだよ。子供たちの独創性の中で、親が休めるような、憩える場所。カウンターとかキッチンも造ってよ、そんなら。勝手にさ、親御さんって自分たちでいくらでも持ち込んだり作ったりして、楽しいと思うんだよ、ワイワイ。子供はもちろんさ、親も休めると。遊べるとかママ友ができるとか、何かそういう憩いの場にしてあげなさいよと私は思うよ。

俺、あれだったら、そのプロポーザルの業者と交渉してやるか。だってさ、店造るんだって8,000万も使っていいっていうと、結構なもんできますよ。相場がさ、市民の相場と、行政の相場がさ、かけ離れていくんじゃないですか、どんどんと。業者のほうも足元見ているね。なんかこの事業さ、解体費から何から全部、最初のね２倍、３倍に変わっていくじゃない。

皆さんの努力は分かりますけどね。議会としてもさ、いいわいいわで、じゃあ足りないなら補正予算使いなとか何とかっていうわけにはいかんだろう、今、全体にさ、糸魚川市も苦しいんだから、そこはやっぱり救済を求める声は、ほかの場面からもたくさん出てくる。何も子育てだけにさ、ばかみたいな金を使うわけにいかないんで、そこはやっぱり精査していただきたい。できた結果がなんだこれってでもいいんだよ、安ければね。

足りなかったら、後付けで、いろいろつけていけばいいじゃん。あ、これやっぱりあったほうがいいなとか、これじゃあ木登りできるようにするかとか、何かロープを上から垂らしておけばどうだとか、落ったらどうするって、じゃあ下にクッションを置いてさ、落っても大丈夫なようにしよう。人と人とぶつかったらどうするって、そんなん知るかってなもんだわね。やっぱりアドベンチャー的な要素を取り入れるのか、安全、安牌なものでまとめるのかぐらいはやっぱりしっかり話し合ってやっていってほしいと思うんですよ。

そのプロポーザルにさ、同じような形態でもう１回じゃなくて、嫌ならいいですよと。やれるっていうところと契約しますから。とにかく8,000万以下で何ができるかプロポーザルしてくれ。管理運営も含めて。管理人だとか遊ばせてくれる人が何人ぐらいいるのかとか。

よくそこら辺を考えてやってください。あれでしょ、火事のときのさ、補助金を使ってないんだよね。あっちは子育て支援のほうの新たなやつだから、時間的にも余裕があるでしょ。

ない。

どうして、そんな急がせるような補助金ばっかり持ってくるのかね。補助金目当てのたんびに何か工期がみんな決まるようなさ。それでじっくり考える暇も、いいものできるわけはないだろう。だったらさっきも言ってるように、あんまり複雑なもの造らないで、単純なものを造んな。それが4,000万とかでいいじゃん。余ったらさ、後で追加で遊具とか造ればいいじゃないですか。そう思いますよ。プロポーザルも商売だから、すぐ高いこと言ってくるから、自分たち何もしないくせに、いっぱい金を持っていくんだらね。なんだこのお金っていうとさ、いや、管理運営費だなんだとか、それは向こうの取り分なんだろうけどさ。それが高いんだよ、と思います。

これもアドバイスになるかどうか分かんないけど、一応、要望ですからね。そこはうまく丁々発止と渡り合ってやってください。プロポーザル、ただ投げっぱなしじゃなくて、協議の中で値段決めていくやり方もいいと思うよ。談合になるかならんかって、ちょっと危ないところもありますけどね。いかがですかね。

○室橋こども家庭課長

いろいろご意見ありがとうございました。

私ども、議会で認めていただきました8,000万の中で何とかできるところは考えていきたいというふうには思っておりますし、また実際の業者の決定に関しましては、本当にその8,000万で収められる業者というところが出てくるといったところが、一番理想的かなというふうに思っております。ただ今、先ほど委員からもお話あったとおり、６月の議会にお示ししたとおり、国の交付金も幸いなことに２分の１ついた中で、国の交付金につきましては、基本的にはやっぱり単年度ごとの交付金というような形になりますので、そういった制約等も鑑みる中で、なるべく適切な形で事業の実施を図っていきたいと思っております。

私どもといたしましては、何よりもやはり子育て世代の皆さん、こういった施設が早期にできることを非常に望んでおられると思っておりますので、何とか早期に子育て世代の皆さんから喜んでいただける施設を造っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○保坂委員

ほかの委員からもいろいろご意見ありますけど、私からもちょっと確認ですけども、当初、駅北に造る屋内遊戯施設から見たときに、かなりちっちゃくして、機能も減少させた箱物が、今回の提案だと私は思ってるんですよ。だから、当初の計画からいくと、かなり重厚な施設から、きゃしゃな施設にして、スリム化して、家賃も、要は借り物でやるっていう、それで甘んじて受けてきたんですけども、それでも今ままならないっていう状況で、何してるのって話なんですよ、本当は。だんだんだんだん条件が時間を追うごとに、みんなずれてきてね、当初計画でも全然形も内容も全然機能も変わったものを今造ろうとしてるわけですから、そういったとこを考えたときに、こういったニーズに今答えると言ってましたけども、かなりニーズから外れてると私は思っております。

そういった意味で、私、本当少子化対策であるのだとか、コンパクトシティであるだとか、いろんな複合の思惑があって、本当は駅北の施設だったと思ってるんですよ。それをわざわざ分離して縮充だって言っているのに、分離して二つも施設を造ってやるわけですから、それはそれなりのものを造らないとみっともないなと思うんですよ。しかも１億5,000万も真水のとこをへつってるわけですよ。そういったところを勘案したときに、それなりの施設を造ればいい。

で、私も前も言いましたけど、施設自体も重要ですけども、やっぱそこに配置する人間、どういった人間を配置するかっていうとこも非常に大事。直営でやるっていうんでしょ。だったら、先ほど各委員が言ってましたけども、そこで何をするのかっていうところを、きちんともう一遍、本当に確認した上で、あの、いいですよ、プロポーザルの内容でもいいんですけど、ちゃんと確認した上で、ここは削れるけど、ここは削っちゃいけない部分だとかって、明確にしないもんだから、右往左往してるんじゃないかなと思うんですよ。箱ありきじゃないんでしょ。子育て世代の人が喜ぶ施設を造るってことなんでしょ。少子化になってるから、その少子化を食い止める意味での魅力化ですよね。ほかから来てもらうっていうの、多分この施設では、無理だと思います。でも、少なくともここに住んでる人たちにとって、魅力のある屋内遊戯施設、もしかしたら口コミですごくいいところだよって言ってもらえるような施設っていうコンセプトだと思うんですけど、そこは違うんですか。ちょっと確認のため、教えてください。

○室橋こども家庭課長

委員おっしゃるとおり、私どもといたしましては、以前からの子育て世代の要望として、特

に小さいお子さんなんですけれども、そういった親子の居場所、この地域の気候の特性等も踏まえて、雨が降ったり、また冬期間、冬場に行く場所がないと、そういったところでの居場所を求められている声が多いといったところも踏まえて、親子の居場所の拠点となるような形で、この施設整備といったところはずっと考えてきております。

当初、駅北で予定しておりました、新築の複合施設のところから比べますと、確かに既存の施設を活用するという中で、面積的には、それほど変わりはないんですけれども、やはり若干ですね、規模としては縮小されたような施設になってきてるかなというふうには思っております。ただそういった中でも、私どもとしましては、地元に住む子育て世代の皆さんが、この市でしっかりと子育てしていこうというふうに思えるような、そういった施設になるように整備を考えていきたいというふうには思っておりますので、そこの部分は決して当初からはずれていないというふうに思っております。

以上です。

○保坂委員

8,000万で私らもね、予算的に認めてきてるんで、8,000万で収まるのが理想ですよ。

だから、そういった意味で今古畑委員からもご指摘あったとおり、７歳以上のスペースのところは、逆に大きな遊具じゃなくて、もう今なんかボードゲームだとかね、逆にアナログだとか、デジタル化でもまた面白いものをいろいろ工夫はできるかと思います。

たださっきも言ったように、ちっちゃな子ときょうだいでっていう部分の範囲があるので、そういった部分での工夫もあります。でも最終的には、そこに配置する人間の質であったりとか、専門性であるというふうに思っておりますんで、そういったところの本当に知識のある方からもアイディアをもらいながらね、きちんとプロポーザルに応えられるような内容にすべきだと思ってますんで、先ほど、どうしても超える分があれば、その１億5,000万の真水から融通すればいいと思いましたけど、8,000万にこだわるんであれば、本当にそこで運営していくような人たちの意見をきちんと踏まえた中での施設にしないといけないと。

あともう一つ大事なのは、少子化対策だとか、コンパクトシティだとかって、大きなエリアでいろんなことを言う人がいます。でも具体的に詰めていくとこういう話になるんで、この施設の具体的な機能だとかお金の話になるんで、維持費だとか。そういったときに、そこを削っていって、いいものができればいいですよ。だけど、あまり削りすぎて、全部予算ありきで、全部やって、機能まで全部削ってしまうと、元も子もなくなるんで、そこは最低限、今住んでいる子育て世代のニーズに応えるものは造らなきゃいけないと思うので、そこだけはちょっと頑張っていただきたいんですけど、いかがですか。

○室橋こども家庭課長

委員おっしゃるとおり、先ほども申し上げましたけれども、やはり今子育てをしていらっしゃる皆さんがお困りの部分といったところはあると思っておりますので、そういったところの改善、解消になるような形で、この施設整備というところは、早期に実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○保坂委員

あと今年の夏もそうですけど、これだけの猛暑、じゃなくてもう酷暑。こういった背景あります。あと冬場の雪のこともあります。そういったときに安心して遊べる空間を提供するとい

うのが、そもそものコンセプトですから、そこはしっかり捉えてやっていただきたいと思います。意見です。

以上です。

○阿部委員長

ほかによろしいでしょうか。

［「いいですか、一点」と呼ぶ者あり］

○阿部委員長

松尾委員。

○松尾委員

一点。

先ほど委員のほうからも出た意見と同じところなんですが、今まで何回か試験的にやってきたと。そのときの遊具は、その都度おそらく同じものもあれば変わったものもあるだろうと。

私、この8,000万というのはね、あの施設全体を固定したもので、もし8,000万だったら、一旦造っちゃうと確かにさっき意見が出たと思いますけれども、取壊しとか、いやもうこれあんまり使われてないね、変えようよとかっていうようなものも出てくるでしょう。

したがって、まずは早く造ってほしいという気持ちの方が多いってことであるならば、まずはスタートするためにですね、もちろん取付けの器具は当然あってもいいんですけど、100％あの施設を固定化しちゃうと、もう次改修するに当たっては、なかなか大変ですし、やっぱりその時代とともに遊び方も変わってくるでしょうし、毎回、毎回行ってもでも同じものだったら、飽きるということを考えれば、この8,000万ってのは、おそらく全部固定した考え方じゃなかったのかなというふうに推測するんですよね。

ですから、先ほど意見出ましたけども、とっかえひっかえできるようなスペースもつくりながらやることも、かなり金額的には、私は、圧縮できるんじゃないかなと思いますので、意見として申し上げておきます。

○阿部委員長

ほかによろしいでしょうか。

何点か私からもちょっと聞かせてください。

今、行政としては、要は8,000万という予算に重きを置くのか、それともその要求水準を変える、要求を変えていくっていうところで、具体性に欠けるから見積りの金額が詳しく出せないっていうところなんですけど、ある程度具体的に出してはいると思うんです。見る限り。それを、これをより具体的にするってなると、どういった、例えば大型エアー遊具といってるものが、例えば直径10メートルのエアー遊具を設置っていうふうな要求をするのか。どこら辺まで具体的に、具体的っていうところの説明を具体的にお願いします。

○室橋こども家庭課長

8,000万というもの自体、全てが遊具ということではございません。施設整備といったところも含めてなので、先ほど私申し上げましたように、既存の配線等が使える部分があるのかないのか、そういったところを明示してあげるだけでも数百万という感じで金額が違ってくる可能性があるというようなところもお聞きをしたりしましたので、より具体的に、ここの部分は業者で構わなくていい。こういった部分は構わなければいけないというところが分かるような形でお示しをしていくことで、業者も金額の算出がしやすくなって、適切な金額が出せるといっ

たところが感じられましたので、そういったところを考慮しながら、今仕様書の見直しをさせていただいているといったところでございます。

以上です。

○阿部委員長

この資料の３番の現段階の判断のところで、再プロポーザル実施に向けた検討、再プロポーザルは大前提で、これから発注方法を見直すというところで、どういった発注方法の見直しが考えられるのか。

プロポーザルっていうのは、変えるつもりはないのか伺います。

○室橋こども家庭課長

基本的には、今回、先ほど申し上げておりますように、８年度予算としてはプロポーザルで実施するという形で、設計・施工一括という形での予算をお認めいただいていますので、それをベースに検討を進めていきたいと思います。

この発注方法というのは、先ほどお話した遊具の納期がずれるといったところ、遊具の納期が今年度中には厳しいといったところがありますので、そういった遊具の納期を別契約等にすることによって、例えば遊具は今年度内の納期ではなくてもいいというような形の部分の対応が可能であるかどうか、そういったところも含めながら検討させていただいて、つまり契約を分けるというようなことですよね。そういったことが可能かどうかといったところも含めて、現在検討させていただいているといったところであります。

以上です。

○阿部委員長

最後に一点、市内に住む子育て世代であったり、子供たちが満足する施設っていうものをしっかり整備していくというような方向性で間違いないのか伺います。

○室橋こども家庭課長

おっしゃるとおり、市内に住む子育て世代が、そちらで十分に子育てをできるといった、安心して子育てができるといった施設にしていきたいといったところは軸に持っております。ただ、今日の委員会の中では、施設整備費に対するご意見も多くいただきましたので、そういったところのご意見も踏まえながら、今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

○阿部委員長

もう一点だけ、じゃあ最後。

8,000万円っていう数字であったり、その要求内容であったりっていうのは、業者に投げたんでしょうか。8,000万の根拠であったり、要求水準の出し方について、改めてちょっと伺います。

○能登係長

まず概算事業費、8,000万円の根拠のところなんですけれども、昨年度、複合施設の見直し業務に関わりまして、今回この屋内遊戯場の基本構想という形で、総務文教常任委員会には、２月27日の日に提示させていただいたところでございます。

ここの金額の内容等々を含めまして、その見直しの外注の委託のときに、他市の事例だとか、そういったところを見まして、8,000万の設定をさせていただいたところでございます。

以上です。

○阿部委員長

じゃあ、積算は市がやったってことで。

○能登係長

委託での積算を基に、市で最終的に成果品を受理して、8,000万ということで、議会にご報告させていただいているというものと認識しております。

以上です。

度々、大変申し訳ございません。

8,000万円の積算そのもの自体は、委託先の発注者で積算をしていただいたものでございます。

以上です。

○阿部委員長

ほかによろしいでしょうか。

保坂委員。

○保坂委員

委員長、すいません。

まとめに入ってるところ、申し訳ないんですけども、特にちょっと気になったのは、トイレに関しては、当初どおりの整備でいいのか、それとも本当に子供たちにとって使い勝手のいい便器の大きさであるだとか、配置だとかっていうのを、私、本当そこ一番気になってるんですけど、結構当初の計画だと、なんか単純にただ子供も使えるようにってなってたと思うんですけども、そういったところが逆にお金かかるんじゃないかなって心配したんですが、8,000万でそれできるっていうような認識だったんですけども、トイレについてはこれまでどおりで、そこはもう変わらないってことでよろしいでしょうか。

○能登係長

トイレにつきましては、議会からも予算審査特別委員会の中で、バリアフリーなどのご意見もいただいておりますので、トイレの改修については、する予定にしております。

そのトイレの改修についてなんですけれども、この部分につきましては、家主さんといいますか、先方から基本的には改修していただけるやに聞いておりますので、今こちら側と、どういった形の、例えば便座が小さいほうがいいのかとか、子供用便器とか、そういったところを調整はさせていただいたところでございます。

以上です。

○保坂委員

そこですごく懸念してるのが、借り物ですよね。

返すときに、そういう何か変な条件、付帯条件みたいなのついちゃうと、原形復旧で返すとか、何かそういうのがあるのかなと、ちょっと気になってたんですけど、そこは向こうが整備するので、市としてはそこは問題ないという認識でよろしいでしょうか。

○能登係長

議員ご指摘のとおり、賃貸借契約については、私どもで整備させてもらったところは、原形復旧というところの基本的な条件ございますけれども、トイレにつきましては、今、所有者さん側で解消していただけるという、お約束でございますので、その部分については、市で原形復旧ということはないのかなというふうに考えております。

以上です。

［「すいません、確認でした」と呼ぶ者あり］

○阿部委員長

ほかによろしいでしょうか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○阿部委員長

ご質疑なしと認め、協議題１番の（１）全天候型子ども遊戯場整備事業の進捗状況についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

＜休憩＞

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

以上で協議題の１番（１）全天候型こども遊戯場整備事業の進捗状況についてを終結いたします。

駅北遊び広場整備事業の進捗状況について

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に協議題１番の（２）駅北遊び広場整備事業の進捗状況についてを議題といたします。

担当課の説明を求めます。

○室橋こども家庭課長

それでは、こども家庭課の提出資料No.２をご覧ください。

駅北遊び広場につきましては、令和８年３月議会でお示しをしました整備イメージ及び概算工事費を基に、これまで実施した地元説明会、市民説明会、関係団体等の意見交換、また議会でのご意見を踏まえ、基本的に向けた修正配置案の作成を進めているところであります。

本日は、現時点における広場整備の見直し方向など、今後の検討方向について、ご報告をさせていただきます。

２、見直しの基本的な考え方であります。

（１）でありますが、既にお示しをしております、配置図を基に令和８年７月までにいただいた市民意見等を踏まえまして、利用者の利便性、近隣への配慮、管理運営、利用の柔軟性を高めるという観点から、施設配置及び施設機能を再整備してまいります。また（２）に記載のとおり、周辺公園や施設等の役割分担を踏まえ、駅北遊び広場は屋外の自由な遊び、滞在、交流、催しに重点を置く公共空間として整備をしてまいります。そして、（３）固定的な構造物に偏るのではなく、必要な機能を確認しながら、使いながら育てることができる柔軟な空間構成を検討してまいります。さらに、（４）でありますが、駅北遊び広場を単独施設として完結させるのではなくキターレ、市民公園などとの連携を図り、市長が示す縮充のまちづくりの一つの実践として進めてまいります。

次に３、設備の見直し検討の方向性であります。

まず、開放型建物につきましては、屋外遊びを支える中心的な屋根付空間として、雨天時や暑熱時の活動、見守り、休憩等の利便性を高めます。トイレ機能につきましては、トイレトレーラーに限定をせず、開放型建物との一体化、屋根下等への取り込み、別施設との共用などを含めて検討をいたします。小空間、休憩機能につきましては、コンテナに限らず、休憩、日陰、見守り、催し補助などに必要な機能を整理し、あずまやの設置、園路の拡幅、木造化など、必要最小限の機能を検討していきます。屋根付園路、雁木については、歩行・回遊動線としての機能に加え、一部拡幅するなどして、休憩、見守り、待機、催し時の滞留空間として活用をいたします。イベントキッチンカーについては、柔軟な催し利用に配慮し、電源、水の確保を図ってまいります。芝生広場、植栽については、子供の自由な遊びと多世代滞在の中心の場として、開放性を確保し、日陰、景観、維持管理にも配慮をいたします。東側土地、旧宮田ビルの場所につきましては、建築物等を設置せず、境界・外工等については、近隣配慮と開放感の両立を図ります。

資料裏面をお願いをいたします。

次に４、今後の検討事項であります。

令和８年３月議会にお示しをした駅北遊び広場の概算工事費、約４億5,000万円について、全天候型こども遊戯場の再プロポーザルの状況及び駅北遊び広場の施設構成の見直し等を踏まえて精査をしてまいります。工事費の見直しに当たっては、子供の遊び、雨天・暑熱対策、トイレ機能、見守り、近隣配慮など、広場に必要な基本機能を確保しながら、構造物の形式や配置を再整理してまいります。

次に、５の管理運営であります。

供用開始当初は、市の直営を基本に検討を進めます。その上で、利用状況、管理負担、ランニングコスト等を確認した上で、業務委託、包括管理委託、キターレとの連携などを含め、段階的に整理をしてまいります。また遊びの運営については、市内子育て団体との連携により、子供の自由な遊びを支える場づくりを進めます。

最後に６、今後の予定であります。

９月定例会の総務文教常任委員会に、整備案として配置図、概算事業費などをお示ししたいと考えております。その後、10月以降に市民説明会を実施し、実施設計に着手いたします。令和９年度に工事及び供用開始の準備を進め、令和10年度以降の供用開始を予定しております。供用開始後は、利用状況等を踏まえ、管理運営体制を段階的に見直してまいります。

以上、駅北遊び広場整備事業の進捗状況について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○阿部委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

○古畑委員

これやっぱり、締切りがね、近づいている。そうなってくると前回あれだけ協議して、この紙っぺらだけじゃなくて、コンテナの部分を木材に変えた場合どうなるのかみたいなさ、やっぱりイメージ図みたいなのをここにやっぱりつけてきて、やっぱり論議がより深くなるようにしてほしいと思いますがね、いかがですか。

○室橋こども家庭課長

今まだ行政側としての最終確定に至っておりませんので、今回はこのような形で、テキストでお示しをさせていただいておりますが、先ほどお話したとおり、９月の総務文教常任委員会には、そういった形で資料をお示しさせていただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○古畑委員

確かに手間はかかりますけどね。

どうせ何を造ったって、文句を言われるんだから、書いてって、これでどうですかって、ここはやっぱりこうしたほうがいいっていうほうが、まだ論議は本当に深くなっていくんじゃないかな。９月議会の総文で、一発で決めようとすると、また難しいと思うんだけどね。そこはやっぱりしっかりやってほしいと思います。

それからやっぱり、今年の夏もさ、市内の建築会社がね、オレンジフェア、一日プールみたいなのも、やっぱり夢の実現っていうかね、夢空間造っちゃったよね。そんなにやっぱり彼らは、工事費を入れたりね、人夫賃を入れると、とんでもない金額になるんだろうけど、やっぱりある程度の材料で、それだけのものを造ってみせたわけだ。で、子供たちも大勢来て、大人も楽しめた。お化けのあれとタイアップして。そこはそこでいいんですけど、やっぱり、この広場はさ、そんなに金をかけなくてもいいけど、いろんな催しができるように考えて設計してほしいんですよね。夏はさ、やっぱり浅くていいんですよ。浅くても水たまりができたりさ、水が常に出てるようにやって、水遊び広場みたいな、夏はね。冬は逆にさ、雪だるまスペースみたいなのにしてさ、何か、かまくらスペースみたいな。何か、そのときそのときにさ、遊べる広場にしてほしい。で、何も造ってないじゃんって言われるかもしんないけど、よく使い勝手を考えて、よくできてるな、バンドだとかさ、いろんフラダンスだとか、民謡だとかもそこでできるステージだとか、そのコンセント、案外みんなつけ忘れるんだけど、結構コンセントって、所々にあったほうが使いやすいんだわ。で、それらも考えてイベントにも使える広場にするとか。そうやって考えてくると、何も固定物つけないほうがいいみたいなんだよね。その辺を考えて、やっぱりやってほしい。

何回も言うけど、金かけるだけが楽しい広場じゃないから。要はアイディア、企画なんだよ。楽しませ場所ということの提供。使わせてくださいっていうふうな団体がどんどん集まってくれることがいいね。それからやっぱり夏は水を使った、そういう親水スペースみたいなもの。それから、キッチンカーにしろ何にしろさ、人が集まらないと来ないから。あそこに行けば常に人がいるよっていうんだったら、常設型のキッチンカーなんかも来ていただけると思う。おまんた祭りなんかも珍しいのがいっぱい来て楽しいなとかって思うね。いいなとか。やっぱりそういうのを呼ぶだけのスペースと、今度、企画力だよね。人を集める。人も来ないのにさ、屋台の留守番しているの嫌だよね、本当に。だから、そういう感じ。で、シチュエーションをつくってやる。春にはこれがあるよと、夏はこうなんだ、秋はこうだよ。桜を植えるのもいいだろうね。やっぱりお花見スペースだとか。やっぱり日陰もつくらなくちゃいけない。藤棚を造るとかね。何かこの季節ごとに楽しめるようなものっていうのがさ、何かつくればどうかなと思う。

でね、子供たちは、子供だけで遊びに行くわけじゃないからさ、必ずその子供を連れて親が行くわけだから、親としてもさ、何回も言うけど、休める場所。子育ての大概は、みんな疲れ

果ててるからさ。もうね、子守を頼まれた、じいちゃん、ばあちゃんだって、やだっていうぐらいだからさ。やっぱりそんな目を離しても遊べるような場所。まあ、目を離しちゃいけないんだけどね。そういう場所をつくってあげるって、いいじゃない。溺れないようにさ、浅い水たまりぐらいでいい、よくテレビでやってるよね猛暑のときにさ、飛び回る、噴水っていうか、そういうのを考えてみればいい。今さら言うなよと思うかもしんないけど、これからつくるんだからいいんだよ。それはやっぱり論議を重ねていけばいい。

担当課として、このアイデア面白いなっていうのはさ、やっぱりある程度の図面にして、イメージ図にしてやっぱり出すべきだ。９月で決めたいならば、そこの手間はやっぱり惜しんじゃ駄目だと思う。よろしくお願いします。

○保坂委員

資料の大きい３番の設備の見直し・検討の方向性のところで、トイレ機能でトイレトレーラーに限定せずというの、その下の小空間・休憩機能はコンテナに限らずってあるんですけども、ちょっと確認なんですが、私そもそもコンテナを提案したときの理由っていうのが、この駅北広場の例えば旧家具屋さんのところであるとか、旧学習塾のあったところの、ああいう施設も将来的にね、買収したりとか何か利用するのかなというイメージもあって、固定物はしないで移動可能なコンテナであるとか、トイレトレーラーみたいなものを提案してきたんですけど、そこはあれですかね、もう計画的には、そういう買収計画がないという認識で、今この計画を推進してるっていう認識でよろしいですかね。

そうすれば、別に私もコンテナにこだわらなくて済むなと思ってるんですけど、その辺いかがでしょうか。

○室橋こども家庭課長

隣地の状況につきましては、全く想定していないということではございませんが、今の段階で、すぐこの計画の中に一体的に取り入れてという考え方ではございません。ただそちらの土地につきましても、将来的にもしこの広場と連携した体制が取れるといったところであれば、そういったところにも対応できるような形で、この広場については、あまり固定的な建物はなるべく配置しないというような形での考え方で、整備を進めさせていただいているといったところでございます。

以上です。

○保坂委員

田原　実議員からもご指摘あったと思うんですけども、コンテナにしたところで、固定させる、安定させる、何かそういう建築法上というか、施設の整備が必要だというご指摘がありました。もしそうであるんであれば、造っても、どっちみち撤去するには、木造で造っても、コンテナで造っても、同じぐらいの経費がかかるとか、維持管理がかかるということであれば、どっちも同じなのかなと思うんですけど、その認識はどう捉えたらいいですか。

コンテナであろうと木造建築であろうと、固定物の設置に対する、あと除去に対しては、費用的にはそんなに変わらないという認識でよろしいでしょうか。

○室橋こども家庭課長

コンテナの場合と、木造建築物等にした場合でというところでの経費比較というところはやっぱり詳細に詰めていかなければ、どちらがどうというところは、明確になってこないと思っております。ただ私どもといたしましては、そういったコンテナ等で想定した部分、あるいは

木造建築でもそうなんですけれども、小空間として、活用できる空間をそこに確保する必要があるといったところの考え方で、整備を検討しておりますので、そういった中で、今ほどお話したような形で、どれぐらいのスペースのものがいるのか、どこに配置するのがいいのか、また将来的に、どこに置いておくことがベストか、以後の利用の関係で支障になってくる確率が少ないかといったところも含めながら、配置は今後、考えていきたいというところで検討しているところでございます。

以上です。

○保坂委員

ちょっと質問が悪かったかな。

予算的にはどっちも同じぐらいっていうイメージでいいのかっていうとこが大事なんですけど、いかがでしょうか。

○室橋こども家庭課長

予算的なところに関しましては、どちらも同じかどうかというところにつきましては、先ほどお話したとおり、明確にやっぱり積算をしていかないと、大きさ等にもよって、なかなか難しいところがありますので、同じかどうかといったところも含めて、現時点では、ちょっと把握できないといいますか、算出していないところでございます。

以上です。

○保坂委員

何が言いたいかっていうと、要は、費用的にはどっちもかかるってことであれば、別に木造でも、私いいと思ってるんですよ。ただ、コンテナ的なスケールっていうか、そこでブースとして使えるものができればいいと思ってます。ただ、固定したものを造ったときに撤去費用とかがあまりにもかかるっていうんであれば、コンテナのほうがいいかなっていう認識だったんですけども、田原　実議員のご指摘によると、そこに固定して造るものには、それなりの安定させるものが必要だっていう、ご指摘があったもんですから、調べたら確かにそうだと思います。だからそういった部分で、費用的に変わらないんであれば、別に木造のコンテナ的なスペースのブースを造るのは別に問題ないかなと認識が変わってきてるもんですから、そこをお伝えしたかったっていうことと、ただあまりにも費用が変わるんであれば、そこは教えていただきたいということなんですけども、そこは厳密に計算しないと分からないってことは認識したので、そういう意味であれば、今ここの計画にあるとおり、コンテナに限らずっていうところで、私も理解したいなというふうに思います。

それからですね、先ほど古畑委員からご指摘あったとおり、広場の水遊び場なんですね。ぎこぎこやるほうに親水スペースっていうのを造るっていうんですけど、この間、長野県のショッピングモールに行ったときに、それは水道水を使って、何かプラスチックのカーペットっていうか、穴が開いてるんです。そこに水道の水を通して、下から水を噴水みたいにして出して、ショッピングモールですよ。ショッピングモールでさえ、それぐらいやってるんですよ。で、あとちょっと大型の遊具を置いたりして。多分、この暑さでやっぱり水遊び場を求めるニーズがあるから、あそこまでするんだろうなと思った。私は当初は、本当は据付型の下から水が出て噴水でいろいろ取り合って、そこはまたプロジェクションマッピングといろいろ見せれば、それはそれでまた面白いことできるんですけど、なかなかお金かけないっていうもんだから。でも、そういうこともできるっていうことを、もうちょっと研究していただきたいなと思うん

ですが、その辺いかがですか。

○能登係長

今の委員からご指摘いただきました、水遊びの場所なんですけれども、これまで子育て世代のアンケートの中でも、水遊びのところに期待することが非常に大きくて、しかしながら配置図の中で、前に提案した床から水が出るというところについては、見直しをさせていただいたという経過でございます。しかしながら、やはり少しでも、そうやって水と遊ぶところの場所が必要だと思っておりますので、そういった噴水みたいなところという形にならないかもしれませんけれども、一つのコーナー的な水遊びコーナーみたいなところを、何かしつらえができないのかというのは、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○保坂委員

あと前回の一般質問でも言いましたけど、今回ここに遊び場の広場の目的が人を集めることというふうに再確認させていただきました。

で、商店街の人たちにとっても、やっぱり人を集めてさえくれれば、自分たちもいろいろ工夫できるんだっていう声も聞いております。だから、そこはプロではないかもしれないですけど、行政としてできる人集めの工夫っていうところには、しっかりそれをやらないと、この広場自体が整備する意味がなくなってしまうっていうことなので、そういったところも考えた上で、広場の魅力をしっかりつくっていかないと、駅北の予算を使う意味がなくなってしまうので、そこをぜひ考えてもらいたい。

あと、コンパクトシティにしても少子化対策にしても、一つの起点として、こういうものがあるんだっていうのが、やっぱり大事になってきますので、そこは忘れないでいただきたい。

あと、地域住民からあつれき、批判等の対処っていう部分も考慮しなくてはいけないことは分かっておりますので、そういったところもしっかり聞いた上でやっていただきたい。さっき憩いの場っていうか、休憩の場っていうのも非常に大事だと思う。だから、やっぱりその使う時間帯、時期、そういったものも、きちんとスケジュールを組んだ広場の感覚。予算はあくまでも子育てに資するっていうところにどうしても引っ張られすぎてる気がしますんで、そこは当然子供も遊べるけども、結果として高齢者の一般市民も遊べるという、遊びというか使えるっていう部分で、コンセプトをきちんと立てればいいかと思いますので、そういった考え方でいかがでしょうか。

○室橋こども家庭課長

今こちらの事業、こども家庭課で担当しておりますが、元々の事業の発端として、子育て支援に資するというところから端を発しておりまして、このように対応させていただいておりますけれども、委員おっしゃられるとおり、子供に限定した広場にするという考えではございません。まずは子供が、親子が遊べる場所というところでの想定もしながら、広場の整備を進めてまいりますが、子供だけに、親子だけに限ったものではなくて、多世代の皆さんが交流できるような形ということで、汎用性があるような形で整備をしていきたいというふうに考えておりますので、先ほど言われたような形で使い勝手のいい広場というふうになるような形の視点を持ちながら、施設整備を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○保坂委員

ちなみにこちらの整備の予算は、当初の３月の予算の枠で大丈夫でしょうかね。世間のいろんな動き見てくると、またこの物価高のあおりくったりだとか、本当に委員会開くたびに、また増額か増額かみたいな話になるんで、その辺もちょっと慎重にやってもらいたいし、本当にそうであるんであれば、ちゃんと積算したことも、きちんと委員会にも説明もらいたいんですけども、その辺ちょっと確約というか、取っていただきたいと思います。

○室橋こども家庭課長

今ほど想定しておりますのは、３月にお示しした金額ということで想定をさせていただいております。ただ今のこの状況の中でどういった形に事情が変わっていくかというところは、分からないところがありますので、そういったところもなるべく把握できるようにしながら、変更が生じるようであれば、また議会にもご説明しながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○古畑委員

今の保坂議員とのやり取りでさ、やっぱり気になったのがさ、最初に言ったけどさ、イメージ図だとかそういうのをやっぱりやるべきだし、コンテナよりも木造のほうがいいんじゃないか、コンテナを造ることは、建造物に当たるんで、それはおいそれと移動できるものじゃないというふうに指摘があって、その裏付けも取れたんだ。

そうなってくれば、じゃあ、コンテナを設置した場合と木造を造った同規模のスペースで木造で造った場合の価格差ぐらい調べてきなさいよ。

９月議会っていうけどさ、あと１週間か２週間で始まるんだよ、間に合うのか、逆に。またそこで論議が延びちゃったら、あれだぜ、12月議会になっちゃうよ。やっぱり与えられた期間でさ、議員さんなり、市民の皆さんにご理解をいただきたいと思ったら、そんだけ汗かかんきゃ。担当課はさ、計画がどんどん狂っていくんだから、今まで積み上げてきたものがみんな崩されて、また最初からやってるから大変だと本当に思うよ。思うけど、あのね、議員や市民の皆さんを説得するにはさ、今まで積み上げてきたことと同じだけの努力していかなきゃ駄目なんだわ。いい意見であっても、市民の意見聞いてないじゃないかとか、こんなもん急に出されてもすぐ可決するわけにいかないとかって、過去を見れば絶対そうなるじゃない。それが悪いっていうんじゃなくて、それはやっぱり慎重を期したいし、市民の皆さんにもちゃんとご理解をいただきたいっていう気持だからね。

やっぱりさ、担当課の努力もちゃんと私見てるけど、あのね誤解のないようにさ、これ一発で決めようと思わないほうがいいですよ。ちゃんとそこの場合の価格差、どのぐらいになりますか。で、今回ご指摘を受けた水の広場みたいなのは、どこに造ればいいかって、担当課のところでやって。

何も造ってないんだからさ、大幅にレイアウト変えたっていいじゃない。私何回も言うようにさ、これはもう完成形じゃなくてもいいと思う。それはね、民間のビルのそこだって更地にして使っていいよって言ってるんだからさ、将来的には借りるなり、買うなりして何か交渉できないかなと。一体的に整形できるために何か手はないのかなって思います。今のなんかねいびつな形のさ、あそこの中で建造物造るってやっぱり難しいよね。

でね、さっきもあの話あったけど、遮音ね、なんか音を遮らないと。民地にね、建設するイベント広場だとかそういうのって、必ず騒音の問題来るんだよ。樹木植えるとか遮音壁を造る

とか、何か考えていかないと、後になってまた変わるから。そこら辺も、本当に限られた、日にちないぞ。だから、ある程度今のうちにイメージつくっておかないと、９月議会に間に合わせようと思ったら間に合わないからさ。

もうちょっと早く動きなさいよ、そういうさ、個別の値段の指摘も前の委員会からあったんだから、じゃあ、それをこっちに変えた場合こうだと。コンテナに代わる木造のデザイン、イメージ図はこういうものだと。あずまやはこうだけど、ここはこういうふうにして、気軽に使えるようにしたいし、お店にもなるようにとかって、何かそういうイメージってさ、口で言っても分かんないじゃん。前はコンテナ図が立派すぎちゃってさ、うそつけって、あれ2,000万だってと、そうなりますよね。だから、その辺はやっぱりイメージとして、ちゃんと伝えていかないと。日にちも期間もないでしょう。総文なんてもう、議会中の開催しかない。するとあと一発だよ。あと１回で全部決めるの。そこ難しいと、とっても思いますよ。特にこの総文はさ、いろいろ課題も多いし、この後のいじめ問題なんかもさ、やっぱり入ってくるし。

そこでやっぱり、なんかうまくね、もっと前もってイメージをやるとか、なんかさ、価格のあれにしてみても、いきなり説明して終わりじゃ多分通らないと思うんで、そこはうまく事前説明みたいなものでさ、議案の事前説明は駄目なんだけどさ、なんかその辺をうまくやってってほしいなと思いますけどね。

まあ、これは強く要望だわ。大変なのは分かって、頭痛いのかはかわいそうだなと思いますけど、やらなきゃ駄目なんですね、これね。よろしくお願いします

［「委員長」と呼ぶ者あり］

○阿部委員長

松尾委員。

○松尾委員

ちょっと休憩をお願いします

○阿部委員長

暫時休憩いたします。

＜休憩＞

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

［「なんで休憩にしたの」と呼ぶ者あり］

○阿部委員長

近藤委員。

○近藤委員

お願いします。

３番のトイレ機能では、トレーラーに限定せずということで、先ほど古畑委員もおっしゃったんですが、やっぱり糸魚川産材の木を使ってというところもやっぱり考えてほしいなと思ってます。

その下のですね、小空間・休憩機能についても、コンテナに限らずということで、これも糸魚川産材の木を使ってですね、糸魚川の職人さんの手をかけて、ある程度立派なものを造って

ほしい。コンテナで2,000万もするんだったら、木材を使っても、そんなにかからないんじゃないかなという、私も考えありますけど、ある程度、糸魚川のものを使って、糸魚川の消費をするっていうような考えは、いかがでしょうか。

○室橋こども家庭課長

この駅北遊び広場の整備に当たっては、糸魚川の木材連合会の皆さんからも糸魚川産材の利用をお願いしたいということでのご要望等もいただいております。地場産木材を利用するといったところは、積極的に考えていきたいと、これまでもそうですが、しっかりと考えていきたいとは思っております。

以上です。

○阿部委員長

ほかによろしいでしょうか。

私からも２点ちょっと伺います。

今、こども家庭課のほうで、この駅北遊び広場を所管していると思うんですけれども、やはり、産業労働課であったり、観光課っていうところも絡んでくるような立地と機能を持っているというふうに思っておりますが、もちろん質疑の先頭に立つのは、こども家庭課で結構なんですけれども、庁内において、観光課であったり、産業労働課であったり、その他関わってくるであろう各課との調整っていうか、要は今配置についてもこれから検討するっていうところがあって、そういうところに観光課であったりの視点であったりは、入っているのかどうか。で、入っていないのであれば、入れるべきというふうに思いますが、庁内連携どのようになっているでしょうか。

○室橋こども家庭課長

駅北遊び広場の関係につきましては、今日ご説明した中でも、キターレとの連携等といったところも考えられますので、都市建設課とは、連携を取ったりということで、情報共有したりしながら進めております。

ただ委員長、言われるような形で、観光課との具体的な部分、この施設整備というところに関しての具体的なところは進めておりませんが、この施設の利活用といったところについては、観光課とも協議をしながら、どういう活用ができるかといったところは情報共有をしたり相談をしながらは、進めさせていただいているところでございます。

以上です。

○阿部委員長

それこそ利用する人ですよね。利用する人がどのようになったら使いやすいのかっていうものが、やっぱりまだ弱いと思っています。そういう点では、やっぱり利用される、市民に利用していただきたいという思いが、行政からは、今までの答弁の中で伝わってくるので、やっぱりその対象者であったり、それを所管する課であったり、関係各位っていう方たちと、しっかり連携取っていただきたいということを強く要望いたします。

また、２点目なんですけれども、この今工事やっていたり、するに当たって、騒音であったり地域からの声っていうのは、どのように届いているでしょうか。またそれをどのように対応されているのか伺います。

○室橋こども家庭課長

直接的な騒音といった形での苦情等といったところは、お聞きしているところはございませ

ん。ただ個別的な部分で、これまで使えていた市道の側道が工事ヤードで使えなくなったとか、そういったところでの苦情・要望等はいただいておりまして、お聞きしたものにつきましては、解体工事の事業者にも話をしながら、すぐに対応はさせていただいているといったところでございます。

以上です。

○阿部委員長

工事について対策ですよね。騒音であったり、アスベスト対策であったりというところに不安を抱いている市民の方も、まあ、担当にもお話しましたけど、来ております。そういった現状ありますので、ぜひとも地域あってのこういった事業だと思いますので、しっかり現地に入りつつ、しっかりコミュニケーション取って、しっかり進むように進めていただきたいと思いますけど、改めていかがでしょうか。

○室橋こども家庭課長

また地元の区長さんともご相談をさせていただきながら、どういった形で地元の皆さんのご意見を吸い上げられるかといったところは、含めて考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○阿部委員長

よろしくお願いします。

○保坂委員

今ほど委員長からご質疑あったことで、私も６月定例会の一般質問で、駅北全体の取組で猪又政策監から答弁いただいてはいるんですけども、各庁内の担当課が駅北のにぎわいづくりであるだとか、これまでの市民会議だとか、いろんなことを踏まえた中での連携を取ってくださるという答弁いただいておったんですが、今のところそういった動きっていうのは、あるんでしょうか。

○室橋こども家庭課長

関係課とは、先ほどお話してますように、この駅北遊び広場の施設整備の利活用といったところで、関係する課とは情報共有をさせていただきながら進めさせていただいているところでございます。

以上です。

○保坂委員

一般質問でも確認させていただきましたが、駅北の整備事業の一部でありますんで、ここ造ってるものがどういったものになっていくのか、また地域への波及効果であるだとか、市全体への波及効果であるだとか、市外への波及効果であるだとかっていう部分も捉えた中での復興の完結になるかと思っておりますので、そういったところもしっかり見極めたことを、やっぱり各会議参加してくださった方に報告できるようなものもしっかりつくっていくべきだと思っておりますので、意見を聞きながら、しっかりやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○阿部委員長

ほかによろしいでしょうか。

［「なし」と呼ぶ者あり］
○阿部委員長
　ご質疑なしと認め、協議題１番の（２）駅北遊び広場整備事業の進捗状況についての質疑を終結いたします。
　暫時休憩いたします。

＜休憩＞

○阿部委員長
　休憩を解き、会議を再開いたします。
　以上で協議題１番の（２）駅北遊び広場整備事業の進捗状況についてを終結いたします。

市内学校で発生したいじめ事案について

○阿部委員長
　休憩を解き、会議を再開いたします。
　次に協議題の２番、（１）市内学校で発生したいじめ事案についてを議題といたします。
　担当課の説明を求めます。
○渡邉学校教育課長
　それでは説明をいたします。資料No.１をご覧ください。
　市内学校で発生したいじめ事案について、６月の市議会総務文教常任委員会で報告した以降、新たに加わった項目について、ご説明いたします。資料では赤字で表示をしております。
　一番目は、タブレット端末によるいじめ事案です。当該のタブレット端末調査につきましては、その調査結果について、６月の市議会総務文教常任委員会において、報告をいたしましたが、調査報告の内容が不明瞭かつ不十分であるとの指摘を受け、市長部局が確認調査を行っております。
　確認調査結果の内容につきましては、この説明の後、市長部局から報告いたします。
　２ページをご覧ください。
　No.２のスクールバス内等でのいじめ事案についてです。再調査の件について、この説明の後、市長部局から説明をいたします。
　続いてNo.３の令和４年度にあったいじめ事案です。いじめ問題調査委員会設置のため、調査委員の推薦依頼をしておりましたが、７月に調査委員の委嘱を行いました。調査委員につきましては、法律分野から１人、医学分野から１人、心理分野から１人の計３人であり、現在、委員会開催に向けて、日程調整を行っております。No.４の平成26年度からあったいじめ事案につきましても、いじめ問題調査委員会設置のため、調査委員の推薦依頼をしておりましたが、同じく７月に調査委員の委嘱を行いました。調査員につきましては、法律分野から１人、医学分野から１人、心理分野から１人の計３人であり、今月中に調査員との打合せを予定しております。なお、No.３とNo.４の調査委員のうち、医学分野の調査委員につきましては、同一の方であり、両事案の調査を行っていただくことになります。

３ページをご覧ください。

No.５は令和６年度にあったいじめ事案です。６月以降、いじめ問題調査委員会を開催しており、現在は生徒を中心に聞取りが行われていると調査委員から報告を受けております。

以上が新たに加わった項目となります。

学校教育課の説明は、以上です。

○大西企画課長

それでは引き続き、企画課から教育端末調査業務報告書における確認調査の結果について、資料に基づきまして、説明させていただきます。

今回、企画課から時間をいただき資料説明させていただく経緯でございますが、前回６月29日に開催された当委員会にて学校教育課から、学習用タブレット端末調査報告書として、教育用端末２台が初期化されている旨を報告されましたが、多くの委員から説明した内容について、分析調査を実施した、私ども企画課にも、不明瞭な点のご指摘をいただいた次第でございます。当日返答できなかった点や、実際に企画課で分析調査委託の成果物である業務報告書を確認する中で、不明瞭な点もございましたので、改めてその点を確認した結果を報告させていただきます。

それでは資料に基づき説明させていただきます。

項目１、用語ですが、今回の資料について、頻繁に出てくる単語を定義付けさしていただいております。「教育用端末」とは、令和４年度に発生したいじめ事案に関連し、当時紛失した端末２台についてでございます。「市長部局」とは、本事案を対応しております、私ども企画課のことでございます。「業務報告書」とは、企画課にて、今年度４月に契約した教育用端末調査業務委託における５月末に提出された成果物のことでございます。項目２は、企画課での動きの経緯でございます。４月に教育用端末調査業務委託を契約し、５月１日に当委員会へ契約をした旨の報告、その後、５月末に成果物である業務報告書は、提出され理事者及び教育委員会で説明を行っております。そして先ほども触れましたが、６月29日に当委員会にて、その分析調査結果について、様々な質疑を受けました。その結果を受けまして、判断した結果、７月14日に市長から教育長へ業務報告書の不明瞭な点について、事実関係の確認、聞取り調査の協力を依頼し、企画課が取り組んだ次第でございます。聞取りは基本的には７月15日から31日の間で完了し、理事者教育委員会へはその結果を説明しております。

２ページ目をお願いいたします。

項目３は前回の委員会で学校教育課から説明しましたが、企画課が４月に契約しました教育用端末調査業務委託について、改めて委託調査の目的や調査結果を報告いたします。今回の経緯は、令和８年３月30日に開催された謝罪会にて、保護者から教育委員会に対し、紛失したタブレット端末の紛失期間中での外部への書込みなど、操作が行われた履歴や使用状況などを、専門業者において調査していただきたい旨のお願いがあったためでございます。今回、企画課における調査結果は、前回報告のとおり、教育用端末２台が糸魚川市役所内にて、令和５年３月16日及び17日において、初期化処理が実行され、端末内には分析調査に有益なデータは不存在でありました。なお、調査結果の詳細は、７月１日に配付した業務報告書に記載のとおりでございます。なお、今回この調査委託を企画課が行うに当たり、発注仕様書を作成すべく当時から現在までの市教委歴代ＩＣＴ事務担当者３名からシステム構成や運用方法を聞き取っております。その時点では、私ども企画課は、端末が初期化されている説明は受けてはおりません。

しかし、今回の聞取りで、当時のＩＣＴ事務担当者は確認調査対象となる端末が当該中学校の耐火書庫に保管されており、当時の状態であるとの保護者会等での説明があったため、自分が初期化されている認識が誤りであったのかと捉えたとのことでございます。また、当時のＩＣＴ事務担当者は、初期化済みでも、職員が行った初期化であれば、データが取り出せる可能性があると考えていたとのことでございます。

続きまして､項目４､今回実施した市長部局企画課による確認調査について説明いたします。

（１）今回実施した確認調査の目的でございますが、市長部局として、市民及び市議会議員への不信感解消、また、再発防止の観点から、可能な限り客観的資料、今回の委託契約の成果物である業務報告書でございます。また、当時の関係者への聞取りを行い、不明瞭な事案の経過と、対応状況を整理・確認するために行ったものでございます。（２）確認調査の聞き取ったものでございますが、教育委員会では、令和４年度と５年度、当時のこども教育課ＩＣＴ教育担当者、ＩＣＴ事務担当者、生活指導担当者であり、学校関係者では令和４年度当時の当該事案に直接関係した先生や学校管理員。外部の方といたしましては、端末の管理委託を受けている業者や学校内で先生や生徒の支援を行っているＩＣＴ支援員でございます。合計８人でございました。

３ページ目をお願いいたします。

（３）確認した結果でございます。一番目、初期化した者は誰だということですが、当時の市教委の担当者、こども教育課の課長補佐でございますが、が判断いたしまして、本人又は指示を受けた職員が初期化を実施したと推断しております。「推断」とは、調べた手がかりや事柄を元にして推測し、判断し、断定することでございます。今回当時の市教委のＩＣＴ事務担当者では、全体の状況を考えると、自分が初期化を判断したことは間違いないと考えるが、記憶がないと言っていることから、初期化を行ったと言い切ることはできませんが、状況を判断いたしますと、本人の可能性は極めて高いと結論づけております。ついてはこの後、この当時の市教委のＩＣＴ事務担当者からの聞取りに関するものは、「推断」という言葉で記載や説明させていただき、また、「初期化実行者」として呼ぶことをご承知いただきたいと思います。

続きまして２番目、なぜ初期化されたのか、また別日になった理由につきましては、まず前回の資料にございますが、ほかの情報端末41台は、３月14日に年度末処理として、初期化されております。当該中学校の年度末処理をされたほかの端末41台と、紛失していた端末２台は別に保管されておりました。毎年年度末に新年度用端末を用意するため、情報端末を管理している業者へ初期化を依頼しております。そのときは、端末リストを作成するのですが、リスト作成時には２台が紛失であり、その端末２台を含まないリストにより、令和５年３月14日に初期化されたものであります。その後発見され、校内に残っていた紛失端末２台について、初期化実行者が通常の紛失案件として取り扱い、通常運用の新年度用端末41台同様、年度末処理が必要と認識して、初期化を実行したと推断しております。

３番目は、端末を初期化した方法についてですが、この教育用端末は、管理用のアプリケーションがインストールされており、集中管理が可能ではございますが、複数人の関係者からの聞取りから、管理用アプリでの初期化は行わないということであり、初期化実行者では、普通はこども教育課、現在の学校教育課に配備の管理用パソコンにインストールされていたアップル社のＩＴＵＮＥＳを利用し、教育用端末１台ごと強制初期化を実行したものと推断されるとのことです。なお、この方法は、パスコードが設定されていても、強制的に初期化が可能でご

ざいます。

４番目は、端末２台が各々別日に初期化されている理由ですが、ＩＣＴ事務担当者の話では、通常端末の初期化には、１台当たり30分から１時間かかっていたそうでございます。その点を考慮いたしますと、初期化実行者は通常の業務中に空いた時間を利用し、初期化を実行したため、別日の２日間となったと推断いたします。

５番目は、端末２台を市役所に移設した経過でございますが、当時の学校関係者、教頭でございますが、紛失の端末が発見されたため、市教委のＩＣＴ事務担当者へ実機を確認願うべく令和５年３月15日、市役所へ送付し、17日、当該中学校へ返送されたとのことでございます。なお端末の移設方法は、学校管理員が通常業務である市教委との連絡・物品送受の中で実施したことを本人からも確認させていただいております。

この後の６番目、７番目は成果品の業務報告書の記載において、不明瞭な点として市長部局が確認したものでございます。

６番目の初期化後の教育用端末名称及び容量について、２台の差異があります。業務報告書では、５ページ・６ページを見ていただくと分かるんですが、なぜそのようなことが起こったのかということです。業務報告書の８ページにも、受託業者の推断の記載もありますが、端末を管理している業者、またＩＣＴ事務担当者からは、通常の処理時にそのような事象の経験があったと聞いております。初期化実行時に教育用端末１台が完全な初期化とならなかったことと、推断いたしました。

７番目は、業務報告書の10ページに端末の位置情報の記載がありますが、その中で、令和５年５月１日に教育用端末ｉＰＡＤの02でございますが、糸魚川警察署付近にあるので、どのような経過かを聞き取ったものでございます。市教委の生活指導担当者では、端末が発見されたため、糸魚川警察署へ被害届の提出を相談したところ、警察署側から端末２台を参考に見せてほしい旨の話があり、市教委が貸与者、保護者の了解を得て、警察署に持参したとのことでございます。

８番目は、当該中学校の耐火書庫に教育用端末２台を保管した理由はということで、当時の学校関係者、教頭でございますが、教育用端末を校外で発見され、当該中学校に持参された令和５年３月13日から15日に市役所に移設される間、教頭も自分の後方のロッカーに保管したそうでございます。市教委に移設後、中学校に17日に返還されて、改めて引き続き教頭の後方のロッカーに保管しておりましましたが、４月13日にＳＮＳ等の事案が顕在化し、この教育用端末が証拠品となる可能性も考慮されたため、学校内の耐火書庫に移設したということでございます。

９番目は学校関係者や市教委がいつデータが消失すること、また、初期化されていることを認識していたのかということでございます。当該中学校の学校関係者は、端末が３月17日に返還後、保管しておりましたが、学校関係者でも同年３月下旬に教育用端末を起動し、データが不存在であることを確認しております。これは成果品の業務報告書10ページにも記載がございます。また、学校関係者及び市教委では４月13日にＳＮＳ等の事案が顕在化した後も、改めて教育用端末内のデータの不存在を確認しております。これも業務報告書に記載がございます。また、学校関係者、当時の教頭の話ですが、同年４月上旬に管理用パソコンからシステム上、クラウド内に、データの存在を確認したとのことでございます。なおこの件を聞取り調査するに当たり、参考資料として、糸魚川市いじめ問題専門委員会が令和６年度に提出したいじめ問

題に関する調査結果報告書及び令和７年度に提出された追加報告書を閲覧したところ、初期化の記載があることも確認しております。

今回、市長部局において発注しました委託契約の成果物であり、業務報告書における疑問点また、前回開催いたしました当該委員会での質疑について整理をさせていただきました。

説明は以上となります。

○磯貝総務課長

それでは、糸魚川市いじめ問題再調査委員会第１回会議の開催について説明をいたします。総務課の資料をご覧ください。

令和４年度にスクールバス内において発生した、いじめの重大事態に該当する事案について、糸魚川市いじめ問題調査委員会が行った調査の結果に対して、再調査を実施するため、以下のとおり第１回会議を開催いたします。

１、令和８年度第１回糸魚川市いじめ問題再調査委員会。開催日時は９月１日火曜日、午後４時から、会場は糸魚川市役所401会議室で行う予定であります。日時については、委員に最終確認を行い、確定した上でプレスリリースをいたします。なお、この委員会の議事は非公開で行いますが、市長の諮問を行うことから、第１回委員会の冒頭のみ公開で行います。

２、委員構成。委員構成は、識見を有する第三者による外部委員、記載の４名であります。いじめの重大事態に係る再調査に当たりましては、何より調査の公平性及び中立性を確保することが極めて重要であり、国のいじめ重大事態の調査に関するガイドラインの趣旨を踏まえ、調査の内容、進行、手法の選定につきましても、この外部委員の専門的知見と、中立的な判断に委ねられるものであります。この趣旨を踏まえ、市としては、事務局として事務を進めてまいります。参考に３、事案の概要を記載しております。

説明は、以上です。

○阿部委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑ございますか。

○古畑委員

だいぶ手間暇をかけてね、入念な報告書を作ってくれた。それでも前回の委員会でやってきました疑問っていうのは、今回の中でも晴れておりませんよね。なぜ初期化されていたタブレットをね、ずっと私達は初期化されてないと思い込んで、ずうっと協議をしてきたんでしょうかね。データの初期化については、もう皆さんの中ではしっかり把握していたってことですか、業務報告書にも書かれていたということになると。

この辺の認識はどうなんですかね。なぜ教育委員会側と議会側では、いわゆるデータが残っていて金庫の中に入っているものということで、ずうっと協議をしてきましたよね。

生徒への謝罪会だとか様々なときにも、保護者のほうからデータの開示請求みたいなの来てますよね。そのときもデータは開示しますって、やってますよね。

ない、初期化されているって、認識はそのときにあったのかってこと。どうもこの話をややこしくしたのも、今回市長部局が調査に乗り込んだのも、そこの連絡の行き違い。いや勘違い。いや、隠蔽なんですかね。

だから、そもそもの、今回は成り立ちからおかしいんだよ。その辺の見解をお聞かせいただきたい。

○山本次長

お答えいたします。

今ほど古畑委員から、今回の調査結果にもあったように、令和５年の３月の時点で、初期化されていたという結果が出ておるんですが、その辺がなぜこれまで初期化については、曖昧といいましょうか、されていると言われたり、されていないかと言われているというところでございますが、その辺、私どもも、本当にはっきりと初期化されているというふうに、正直なところそういう話もあったんですが、まだデータがパソコンだとかそういうところに残っているという話もあったものですから、正直なところ、本当に情報といいますか、そういったところが錯綜していたというのが事実のところでございます。

なので、正直なところ、そこがその時点ではっきりしていれば、こういうことにはならなかったということもありますが、ただそこのところがはっきりしなかったというのが正直なところでございまして、今回調査をして、その辺がいつの時点で初期化されたというのが明らかになったということでございます。

以上です。

○古畑委員

結局そこのところがさ、今回の事件の難解さなんだよ。

全員がさ、失念していたわけじゃない。データは初期化されたっていうことを知っている職員もいれば、実際にそのデータを初期化したという市職員もいるわけだよ。なのにさ、そこまで綿密な何ていうか、データ処理についての作業が行われているのに、上の課長さんや次長や教育長はさ、なぜそのことを知らなかったのか。

じゃあ、ちょっとお聞きしますけどね。それじゃさ、紛失されたタブレットが学校の中に保管されているにも関わらずだよ、市役所の教育委員会のほうへ持ってきて、そこで初期化されてますよね。それで、当時のね、川原さんですかね、が、指示を受けて初期化したっていう、その指示を出した人は誰なんですか。

○仲谷課長補佐

お答えをいたします。

私もこの結果が５月の末に出たときに、当時のＩＣＴの事務担当との話はしております。

そのときに担当との話の中では、本当は誰かから指示をされたということではなく、担当自身が本来の自分の業務として行った、もしくは、もう１人できる職員がいるので、そこに指示をしたというところで話を整理しているところです。

以上です。

○古畑委員

じゃあ、その初期化した人は、自分の判断でやったっていうんなら、なぜそのタブレットが、別に２つ、学校に保管されていたのかの事情については、その職員には説明しなかったんですか。

どうもおかしい。納得できない。

なぜ初期化しなくてはいけなかったのか。なんで、初期化しないように取ってあったものを、わざわざ持ち出して初期化しなくてはいけなくなったのか。そしてまた都合のいいことに、誰からの指示だったか、どうも曖昧で分かんないっていう、すっとぼけた答弁。これ本当にさ、国会の汚職事件じゃないんだから、何が記憶にありませんだよ。それは全部無責任じゃないか。

タブレット２つ。一番最初は、タブレットは証拠品になるかもしれないとかっていうことで取ってあったんでしょ。その時点ではデータは確認されたんですか。

で、警察に持ってこいって言われて、その警察は、データを確認したんですか。

今思い出してきましたけど、あのとき、警察はさ、証拠の隠滅だって言いましたよね。言ってた。隠滅だよ。隠匿とか、隠蔽とかじゃなくて。それよりさらに重たい言葉を使ってたよね。その辺の経過は、分かりますか、覚えてますか。ちゃんと説明してください。

○渡邉学校教育課長

お答えいたします。

まずタブレットが見つかったと学校に報告が来たのが、３月13日です。その日のうちに学校にタブレット２台が届けられました。そのタブレットが、まずその届けられたものは、教頭が自分のロッカーに保管をしていたということになっております。

学校に届いたのが13日で、その２日後には、もう市教委に確認をしてほしいということなのか、届いていますので、その時点では証拠になるから学校で保管しておこうという意識は学校のほうではなかったのではないかなというふうに、私は認識しております。

それから警察のところについては、すいません、ちょっと私今、十分理解しておりませんので、お答えできません。

以上です。

○古畑委員

学校からは届いた。学校からタブレット２台は届いた、市教委のほうへね。

それがさっき、データを確認してほしいということなんですね。初期化してくれって言って、持ってきたんじゃないってことですよね。

それをなんで初期化したんですか。

職員が単独でやったとしたら、完全にその職員の間違いですよね。誰かの指示で、それをデータ消してしまえってやったんだったら、完全に隠蔽、隠匿。ね、証拠隠滅だよね。なぜ、この初期の入口のところ、そんなに面倒くさいっていうか、ストレートで来なかったんですかね。何かそれが公になったらまずいことがあったからですよね。見つかったものを、ありゃ見つかっちゃったって。校長が修学旅行でいないし、もう学期末だし、もう終わりだし、この事件なかったことにしようって、やったんじゃないですか。やったんです。

だからそのときの判断ミス。ごまかそうとしたこと、その全てが今日まで全部長引いてきた。その新たな被害者もタブレットの、その性的犯罪の。大事になったんじゃないですか。これはもう長い間、ああでもない、こうでもないってずっとやってきましたけど、この時点で、はっきりしてるのはさ、その当時の学校、教師たちと市の教育委員会とのさ、いわゆる証拠隠滅行為じゃないですか、はっきり言ってね。どこがってったら、もう何月何日の何々の会議でとか全部言わなくちゃいけないからさ、もう皆さんそこは十分ご理解されていることだろうと思うけどさ。

そして、それを度々、保護者なり、それを聞いたこの議会、委員会でも指摘してきましたけど、そういうことはないとか、何だかんだと言って、のらりくらりと逃げてきましたよね。そういうことの繰り返しだったんです。

どうも教育委員会が言ってることは信用できんという話でさ、久保田市長が、なら市長部局のほうで調べさせていただきますっていうのが先回で、先回求めた説明が今回ようやく出てき

たということだよね。前回、企画のほうでさ、企画っていうか大西課長のほうで調べていただいたら、その業者に対するさ、調査結果を教育委員会に渡してしまったよね。信用できないから市長部局でやるっていうのを、信用できない教育委員会に渡してしまったんだよ。

今回、調査報告のやり直しという格好になって、ようやくすっきりしたと思うんです。まあ、この一連の調査していただいた結果、それはやっぱり教育委員会の足取りがつかめたって言えば、おかしいんですけど、当日までのそのタブレットの動き。そしてそのタブレットがどこで初期化されてきたのかっていう話も全部分かった。そしてその日にち。

今回市長部局で調べるっていうことになったときに、当初予算は100万だった。そのとき、いやもう実はタブレットは全部初期化されておりますんでっていったら、あらじゃあ調べたって、しょうがないじゃないですかってなるね。要するに無駄な出費を抑えることができた。なぜ教育委員会は、それを知っていながら、調査をさせたのかですね。そこをちょっとお答えください。

○渡邉学校教育課長

お答えいたします。

先ほどの企画課の報告にもありましたが、重大事態調査の報告書の中に、既に実は業者によって初期化されていた、いるというふうな記述があります。元々の調査の報告書にも、それから追加調査報告書にもありました。ただ、その後の保護者への説明の部分であるとか、その中で、初期化されてないというようなコメントも出てくるのです。そうなったときに、その初期化というものをどのように捉えるか。中身のデータを消してしまって機械をいじってないのか、それともクラウドのものを消していることなのか、はたまた今回のように綺麗さっぱり機械として初期化してるのかっていうことが、しっかりとした記録がなかったものですので、私達も最終的にどう判断していいかというところが、分からない状態にいたというのが事実でございます。

ですので、今回、大切なお金を使って調査をしていただいたわけですけれども、結果として、初期化をされていた、教育委員会でされたということがはっきり分かったというところは、その点は調査をしていただいて良かったところかなというふうには思っているところです。

以上です。

○古畑委員

データの保存ができていたかいなかったかってのはさ、そういう、どこまでのデータの保存のことをいうんだろう。どこまでを初期化っていうんだろうっていう疑問を持ったっていうんだけどさ、いつ持ちましたか。そんなのさ、この事件が始まってから論争になったとき、ちゃんとその保護者も被害者も加害者もいるときに確認できたでしょ。それをなんでしてこなかったかな。データが初期化されたという認識は、教育委員会の中にあったんですかね。

教育長いかがですか。

○鷲本教育長

初期化、正式に初期化されていたということを明確に私が認識したのは、今回の専門業者による調査結果の内容によって、初めて正式に初期化されたという事実を認識した次第です。

以上です。

○古畑委員

山本次長は、いつ気づかれましたか。

○山本教育次長
　お答えいたします。
　私もはっきりと初期化されていたということを認識しましたのは、今回の企画課で行った調査で、認識したところでございます。
　以上です。
○古畑委員
　教育委員会のトップ２はさ、初期化されたっていう事実はさ、なかったもんだと思ってた。初期化されていないタブレットであるっていうことを前提にして、議会ともやり取りしてきましたよね。教育長は被害者の皆さんとの、いろんな陳謝会の中において、保護者の皆さんに分かりました、データを開示しますっていうふうな約束をしたぐらいにですよ。データは残っているもんだと認識していた。その認識を基に次長もそう、私達もそう、ずっと論議をやってきた。けど、データが初期化されていたっていうことはさ、教育委員会の現場のほうでは、もう認識済みだったんですか。共通認識だったのか。上司への報告義務違反じゃないのこれ。
　面倒くさいから始まって、もうこの事件はなかったことにしようよ、警察にも言わないから別に気にしなくてもいいですよって、やっちゃったんでしょう。警察にデータを持ってこいって言われて、慌てて初期化したんじゃないの。
　初期化した職員にさ、今回連れて来てくださいって言ったけど、来てるの。来ていますかね、初期化した職員の方。この次、ぜひお呼びくださいって言ったけど、来てるの。ちょっとお話聞きたいんだけどな。誰。どこにいるの。
　ん。どこにいるん。ちょっと連れて来てくださいよ。
　分からんで済まされる話じゃないぞ。
○山本教育次長
　ちょっと暫時休憩をお願いしてよろしいでしょうか。
○阿部委員長
　暫時休憩いたします。

＜休憩＞

○阿部委員長
　休憩を解き、会議を再開いたします。
○山本教育次長
　お答えいたします。
　当時の担当ということでございますが、今回、企画課でしっかり当時担当に聞取りを行っておりますので、ご質問等については、企画課から答弁させていただきたいというふうに思います。
　以上です。
○大西企画課長
　先ほどの古畑議員のご質問について、お答えさせていただきたいと思います。
　当該中学校につきましては、耐火書庫に保管したのは、今回の資料５ページの８項目にも記載させていただいておりますが、４月の13日にですね、ＳＮＳ等の事案が顕在化した後に、も

しかするとこれが証拠品となるのではないかということで、耐火書庫に保管したということでございます。

初期化につきましては、その前の月にやっておりますので、ＳＮＳ等の事案が発生する前に、通常の処理業務の中で、初期化をさせていただいたということが、４ページの５項目に、まず中学校の教頭が市役所に送ったのが、紛失していたものが見つかった、その端末をまず市教委に確認してもらいたいということで、送付いただいたことが、次第でございます。

担当も中学校から送られてきたｉＰＡＤにつきましては、もう新年度も近いことでございますので、通常のほかの端末同様、初期化して、次の生徒に渡さなければいけないというふうな認識の下で、通常の業務の中で初期化をさせていただいたというふうに私は聞いております。

以上です。

○古畑委員

そのときの川原さんか。その辺のやっぱり経過っていうものを、こっちはお聞きしたいんだよね。令和５年４月、当時の教頭は問題のタブレット２台のうちの１台を公然と生徒へのリモート学習に使用し、同僚の教諭からそんな大切な証拠物件を安易に使ってはまずいとの指摘を受けて、慌てて金庫に戻したんですよ。このことからごく早い段階で問題のタブレットが初期化されたことを、この隠蔽したと思われる、そのグループの人はさ、把握してたってことですよ。あのね、問題は確かに複雑なように見えるけどもだ。その当初、さっきも言ったけど、非常に軽い気持ちでさ、もう年度の途中だし、紛失したっていわれるタブレットも出てきたんだから、それで終わりにしようよと。警察に言わないからもういいですよと、やったんだろう。

そのときの教頭とさ、教育委員会の、あの当時の課長って誰だったかな。あの当時の課長誰でしたっけね。補佐と主事って誰だったかね。３人、ちょっと教えてください。

○仲谷課長補佐

ちょうど年度のまたぎのところでしたので、年度が変わるところなんですけども、端末がなくなったのが、令和４年度ですので、４年当時のこども教育課の課長は小野課長でありました。参事が古川参事です。課長補佐が川原課長補佐。ＩＣＴ教育担当が植木指導主事でありました。

年度が変わりまして、令和５年度になりまして、こども教育課の課長が古川課長。参事が小川参事。課長補佐は川原課長補佐。ＩＣＴ教育担当は同じく植木指導主事でありました。

以上です。

○古畑委員

多分この中においてさ、教育委員会としては、この中で多分処理したと思うんだよ。上のね、やっぱり次長だとか、教育長には話してないんですよ。自分たちの権限っていうか、その中で、グループ内の中で、これを解決しようとしたんだよ。まさかこんな大きな問題になると思ってないから。その後、事件が発覚してきて、保護者からの訴えが出て、その相談を受けた古畑浩一を皮切りに、総務文教常任委員会でも、その辺はどうなってるのかと。

どうもこの問題についてはさ、教育委員会として誰かをかばってるように見えるんだよ。当初、私はさ、教育長を守るために、それをみんなで隠してるのかと。教育長も次長もみんな知ってて、この問題を。知ってて、ごまかそうとしてるんじゃないのかと。記憶にないとか、曖昧とか、本当に国会並みの答弁を繰り広げた。だから連れて来いつってんだよ。我々警察ではないのでさ、調査権ってのはない。質問権はあるんだよ。分かる。

あのね、この問題さ、多分、議員の皆さんも少しお疲れになってきたところだと思うんだよ。

だけど、なんで私がこんだけしつこくやってるかっていうと、やっぱりこの保護者だとか、それに関係のある方々が、まだいまだ悩んでらっしゃるからなんだよ。

この後にまた聞くけどさ、スクールバスのいじめがあった件だって、いまだ長引いてるんだよ。何しとるんだって言いたくなるけど、またその件は、改めてやりたいと思いますが。

このタブレットの問題、市長ね。やっぱりこれ市長なりに、これはおかしいと思われたんでしょうね。だから、市長部局のほうでこのタブレットの問題については、予算をつけても調べるということになった。で、調査結果が出ました。市長としては、この調査結果、それからこの一連の動きというのを、どのようにお考えですか。

○久保田市長

まず当該事案についての部分については、就任後、即、情報提供としては聞いてます。

ただ、この事実関係については、きちっと調べた上で、報告をするようにという指示はしてあります。その後、当該、関連する保護者との面談もありまして、ちょっと非常にいろんな案件が複雑に絡まっているので、しっかりと対応をすべく、教育委員会として最大限努力していただきたいと。

今回のタブレットについては、こういう委員会を経まして、私自身も事実、憶測と事実は、やっぱり別個になるわけです。やっぱり、事実としてつかみたい。できる限りのものは、調査できるものであれば、出していただきたいということで、この初期化等について、どのレベルの初期化なのかというのが分からない状況にあった中において、最大限何が出てくるか分からないけども、最大限のことはすべきですということで、指示はして、今回調査に至ったということであります。

今、その調査の流れについては、今、私自身もちゃんと指示をした上で、今日に至っておりますので、それは一つの経緯であります。ただ、就任以来、一連のこの事案については、その時点で起こったことの、いわゆる対応については、その都度やってきた。しかしながら、やってきたにも関わらず、こういうふうな疑念が湧いたりとか、いろんな憶測が湧いたりするという部分については、何らかの形で、やっぱり教育委員会としての責務、そういうふうなことはあるであろうという部分では､副市長とも話をしております｡それについての対応については、別途しなければいけないというふうに考えております。こういうふうに、いろんなものが複雑に絡んできて、いろんな部分が、調査の不備があったりとか、いろんな部分で報告に齟齬があったりとかした部分についての教育委員会の対応については、私自身も、一つのやっぱり対応の部分においては、何らかの形で私自身も教育委員会に対して、考えを持たなきゃいけないというふうに思っております。

以上です。

○古畑委員

これやっぱり市長、厳しくね、そこはやらないと駄目だと思うんですよね。

令和６年７月１日、重大事態調査委員会報告の際、当時の教頭が、当時、植木指導主事から生徒への教育的配慮から、今後の追及はしないこと。警察も入れないことと指示があったと経過記録に明記したことについて、当時の校長先生は、当時の指導主事であった植木さんから、教頭、これも当時、が記憶にないと答え、責任のなすりつけ合いが始まった。業を煮やした見竹委員長、これは弁護士ですね、が、教頭をお呼びして、あなた自身が制作した経過報告書にちゃんと明記されているではないかと問いただした。教頭は顔面蒼白になり、私、書いちゃっ

てますねと言ってる。その後、沈黙。そのやり取りの中でタブレット発見については、最初の報告を受けた川原課長補佐は、終始、私は事務方の職員なので、警察を入れない、一切追及をしない等の指示を学校に対して出すことはできないと話していた。こういうやっぱり生々しい記録というものも、やっぱり出てきてるわけ。証言者も出てきてる。

さっきからさ、その当時の人間たちを呼んでこないと話になりませんよって言ってるのは、とぼけた答弁しか、報告しか受けてない皆さんがね、どう判断したってそのときの現状ってのは、分からんでしょ。さっき市長はね、推測で物は言えないようなことを言いました。じゃあ真実はどこにあるんですか。この問題はやっぱりさっきも何回も言うけど、はっきりしてほしい。すっきりと。で、責任取るものは取る。追及するべきは、追及してってほしい。

でね、私、被害者も加害者も肩は持ちませんよって言ったけど、この一連の動きの中のさ、被害者の保護者、ちょっとかわいそうすぎでしょう。もうすっかりモンスターペアレント扱いにして。もうまともな対応なんて学校も市教育委員会もしてくれないそうじゃないですか。さっきも言ったように、いじめ調査対象のさ、子供に対する、そういういじめみたいなの継続してしまっている。これ絶対おかしいでしょう。認めなさいよ。当時の学校職員と教頭先生らと、市教育委員会のいわゆる課長、課長補佐、指導主事。それらの間に行き違いと不備があったと。後に大事件となるであろう、このタブレットの中のデータの確認作業だとか。そういうものを、たいした根拠も裏づけもないのに、捜査しないとか、警察にも言わないとかっていう決定を下した。これは教育長も次長も決裁してないですよね。認めてないんですよね。この件については、警察に言うなとも。この件は、もう終わりにしろとか言ってないですよね。現場の判断でやったってことなんですよ。分かる。

学校と教育委員会の担当課が結託したんだよ。共謀して、この件はなかったことにしようって、うるさいけどさ、何回も言うけどさ。どうもそれが事の発端であり、真実だったんだよね。初期化した事実を明確にしなかったんだよね。それはデータの証拠としての価値があるからなんだよね。初期化しちゃったよとか、消しちゃったよって言えなくなった事情があったんだよ、そんとき。そして言わないまんま、何年も経った。すぐ動かないから、何年も経つんだよ。担当課の課長だってさ、学校の先生だって、みんな変わっていってるじゃないですか。唯一被害者と被害者児童だけ残ってるんだよね。この本件のタブレット事件の件の被害者は卒業されている。分かる。

その学生生活のさ、期間の中の１年、２年って、いかに大きな変化が起こるかって。これを教育委員会がさ、しっかりまとめて、反省して、どのような処分を取るのか。全体の総括として、教育長はどのようなやっぱり責任を取っていくのか。そして、その最も教育と行政のトップである市長とすれば、この件を見て、自らを律するのかね。その辺の処分内容、これ全部しっかりしてくださいよ。行政も教育委員会も常にそうやってきたんです。

もって子供たちがさ、そこらの信頼回復だってしなくちゃいけないでしょう。子供たちはみんな恨み骨髄に徹するで、教育委員会は何もしてくれなかったっつって、泣きながら卒業していったんじゃないですか。そういうことをさ、教育に携わる部局の人間が心を痛めないでどうするんですか。己の出世と、責任のなすり合いみたいなことをやって、それをやった人間が校長だとか何とかなってくんでしょう。これだもんな、糸魚川の教育委員会も廃れたもんだって言われたってしょうがないじゃないですか。相当厳しい批判、来てますよ。糸魚川市は何やってるんだって。教育委員会はどうなんですかって。あなた方も時間が過ぎれば今の役職も終わ

るし、定年するし、俺校長になるし。来年もう俺定年だしとかって思っているんじゃないですか。それじゃ駄目なんだって、自分がいる間に、一つの結論を出していってくださいよ。そういうことをしないから、何年にもわたって、こんなしつこい文章、この束の文章みたいになっていくんじゃないですか。

やればやるほど、いろんなとこから、いろんな情報も入ってきますよ。誰々がどうやって答弁したかっていうのが広がれば、あの答弁は嘘ですとかっていうのは、必ず来るんだよ。とぼけたって無駄なんだ。それとも組織の力だとか、そういう力で潰すつもりですか。口を塞いでいくつもりなんですか。それじゃいつまでたっても教育委員会は変わりませんよ。

今の皆さんがさ、初めてやったとは思わないんだよ。もう何十年も前から、教育委員会のこの鉄のカーテンの方式っていうのはあるんだよ。昔から臭いものに蓋をしてきたんだ。だけどさ、今こそ、そういうのやめましょうよ。綺麗にして、これ全部洗い直して、時系列にして、このときやったのが、嘘ついたのが誰と誰、ごまかそうとしたのが誰と誰、上にちゃんと報告しなかったのは誰と誰、よって公文書偽造、この分はもう報告義務違反、これはもう業務義務違反、ここはもう証拠隠避。そういうのを全部確定してさ、しっかりとした始末書を出してください。もう根掘り葉掘り聞かれるの、もう面倒くさいでしょ。聞くだけの材料は、まだありますけどね。どうですか。

○山本教育次長

お答えいたします。

今ほど古畑委員から、これまで時系列というか、経過をしっかりまとめろというお話だと思います。私共も、こういう報告書だとか、今回は企画課でやった確認だとか、私ども教育委員会でもいろいろやってきております。その中で、やはり聞き取ったものをしっかりまとめたものが、この報告書だというふうに思っております。ただそれが、何といいましょうか、古畑委員おっしゃるような、分かりづらいとか、意に沿うものではないというようなことであれば、ただ、その時々で、ここがどうだったかというのは言えるかもしれないんですけど、その中には、やはりその全てが、全てがといいますか、例えば、ここは隠滅だとか、当方とはそこが本当に実際分からないところもあるかというふうに私は思います。

ですので、そこまでまとめられるかというと、ちょっと難しいところがあるというふうに、私自身は思います。

以上です。

○古畑委員

次長として答えるのは、そこが精一杯だと思いますけどね。

教育長だとか市長だとか、やっぱり上からの管理者がそれを指導しないとまずいでしょ。令和６年の９月、鷲本教育長は、被害者生徒保護者に対して、事実の究明とタブレットの調査を約束したんですよ。しかし、その後もタブレットの調査すら行われていない状況に、中学校の教諭から、調査の約束が守られていないとの指摘があった。その後、令和６年末から令和７年の初めのころにＩＣＴ業務を委託する業者が別件で来校した際、当時の校長、当時の教頭、業者の３者のみでタブレットの解析を行っていた。命令系統及び被害系統は不明です。その後、教頭は、校内で公然とタブレットは初期化されていたんですと公言するようになった。これどう取りますか。確実に動いてるじゃないですか。

で、かなり早い時期、年を重ねるごとにさ、こっちのほうが情報公開とタブレットの公開を

約束しているその反面、もう完全に初期化したっていうことをみんな確認されてるんでしょ、学校の関係者とか。教育委員会の担当課長だ。知らんのは教育長と次長のみ。そんな情けない組織あるもんでない。

教育長、これやっぱりさ、駄目だってそれじゃ。今まで何回もやってきたけど、あなたの答弁全部無駄んなったんですよ。意味も何も通らなくなってしまった。あなたはそういうこと言ったって全部白紙になってんじゃないですかっていうのを、部下はみんな知っている。自分は知らないところでさ、被害者だとか保護者に公開を約束してるんだよね。結局公開はしなかったけど。こんときに公開してりゃあさ、分かったのにね。あれ、初期化されてるわって、すぐ分かったのにさ。

教育長、これどうやって収める気ですか。もうさ、逃げたり、ごまかしたりするの、やめませんか。かっこ悪いですよ。教育長をやってる資格もないんじゃないですか、それじゃ。一番厳しくなくてはいけない部署でしょう。いかがですか。

○鷲本教育長

今ほど古畑議員から、今までの経緯を踏まえて、大変厳しいご指摘を重ねていただきました。

私ども教育委員会としての反省もあるし、私自身の全体統括っていう立場の責任もあります。非常に重いものがあるっていうふうに私自身も深く自覚している次第です。

被害の生徒それから保護者に向かって、３月末に行いました謝罪会で、私は何回か経緯と反省も含めてお詫びをさせていただく謝罪会がございました。そのときに皆さん方の前で、責任をどのようにして、職責を全うしていくのかということに触れて、今までの調査報告書の提言、それから自分自身の反省、教育委員会の体制を含めて、再発防止に向けて一生懸命取り組んでいきたいと。そのことによって、職責を精一杯果たしていきたいということを皆さんにお誓いしますということを、私は話をさせていただきました。

身を処するっていう部分については、いろんな方法があるというふうに思うんですけれども、私はまだほかの事案もあるし、まだまだ解決しなければいけない内容もたくさんありますので、そのような形でもって、誠心誠意、課題解決に向かっていきたいというふうなことでございます。今は話せるのは、そのような状況です。

以上です。

○古畑委員

教育長ね、そうは言ったってさ、一つ一つ早く解決していかないとさ、ほかにまだいくつもあるんですよ。

調査結果も出た。誰がそういう指示をしてきたのかも、あらかた全部推測できる。それで私が言ったように、始末書を全部やって、責任問題をはっきりすれば、とりあえずこのタブレットの話は終わりじゃないですか。

教育委員会と学校の関係はね。まだ被害者の皆さんの心の痛みだとか、そういった問題は全部残ってますけど、それはまた調査をしていくんだからそこに出るじゃないですか。

ねぇちょっとさ、一つ一つ解決していきましょうよ。何にも進まんじゃないですか。このまんま年が終わったら、あの問題どうなったって、うやむやになっていくんですか、全部。調査委員会、開きましたで、全部同じ終わりにするつもりですか。かっこ悪いな。教育委員会として、しっかり責任が取れる体制つくってください。それが組織でしょう。分からんかったら、県教育委員会でもさ、国でも全部聞けばいいじゃないですか。こういう場合どうすればいいん

ですかと。こういう場合どういうふうな処分が妥当だと思われますかって。この場合、誰が責任取ればいいんでしょうかって。あなた方にさ、そういうことを決める能力ないんでしょ。判断力もないし、お互いがお互いをかばい合ってるその中で、絶対解決なんかできない。己を厳しく律せることのできない人間が、人を厳しく律せるわけないでしょう。だからトップ自らまず責任を認めなさいって言ってるんだよ。次長も。教育長も。今ならあなた方、監督不行き届きで終わるよ。知らなかった。まさか部下たちがこんな大それたことをやってたとは分かりませんでしたって。過去の発言全部ひっくるめて、本当に陳謝いたしますって、やりゃあ、終わるんですよ。で、責任取ればいいじゃないですか。３か月間、給料カットでもさ、30％カットでも何でも。それが責任の取り方っていうんですよ。口だけで謝ったって駄目なんだ。

この後まだヒヤリハットの問題もあるし、いじめのほうの継続する問題もあるんだよ。

委員長、とりあえず、俺ここで休憩しますけど、ちょっと委員の皆さん本当にね、時間を取らせて、すみませんでした。

○阿部委員長

委員長からも一言というか、ちょっと確認なんですけど、やはり今までの経過を見ますと、この出てきた資料っていうものが、今、企画課ですかね、であったりっていうのの、今の古畑委員からのご指摘が正しいのであれば、やはりこの行間に物事が入ると思うんです。これが事実かどうかっていうので、また話がだいぶ変わってくるかなと思うんです。

市長からもありました。

事実と憶測で物を進めていくと、２月でしたか、やっぱり調査内容が変わってしまったというか、調査の意味がなかったっていうとちょっとあれですかね。やはり調査が不十分な委員会になる恐れがあるっていうふうに、今判断しております。

今ほどご指摘いただいたことについても、改めてしっかり調査確認いただきたいと思いますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○山本教育次長

お答えいたします。

先ほど私が答弁したんですけど、今、委員長からも古畑委員の質問等も踏まえて、もう１回ちょっと整理といいますか、という話も出ましたので、その辺はどういう形でどこまでできるのかもあれなんですけど、今ほど申しましたように、どういう形で、今ここでは申し上げられませんが、ちょっと整理してみたいというふうに思います。

以上です。

［「いいですか」と呼ぶ者あり］

○阿部委員長

保坂委員。

○保坂委員

すいません、今日いただいた教育用端末調査業務報告書における確認調査の結果についてということで、あくまでも調査結果の報告いただいたんですけども、本を正せばっていうか、市長部局からして今回の教育委員会のタブレットの扱い、対応については、要は、これはあくまでも業者の調べた結果の報告なんです。これについて何か市長部局のほうで、この報告について、何か見解とか、今後の対応とかっていうのは、専門委員会のほうで、何かこれから話し合うのか。教育委員会じゃなくてね、市長部局のほうで、そういうスケジュールがあるのか。そ

れとももう既にこのタブレットの調査についての市長部局としての見解みたいなものがあるのかないのか、その辺ちょっと教えていただければと思います。

○大西企画課長

今回、先ほども説明いたしましたが、私らが委託した委託契約の業務報告書の結果に基づいて、どうしても確認したいこと、また、委員の皆様からいただいたものを確認させていただいた次第でございます。ただやはり今回のこの調査報告書を作成する目的の趣旨としましては、本来はやっぱりいじめ事案に関係した教育用端末内の映像などのデータの展開や推移などを、また位置情報などのデータなどもそうなんですけど、いじめ事案の詳細な経緯や経過が判明できる、もしかするといじめ事案の全容が明確に確認可能な証拠物件の一つとして、役割があるんじゃないかなということで、調査させていただいたところでございます。

ただ、結果としてこのような形になりましたが、その調査の結果については、先ほど何度も答弁ありましたように、初期化されていたという事実、またその日にちが確定したということは、やはり一定の効果もあったというふうに考えております。これ以上、行政部局、市長部局のほうで、今後何かやるかといいますと、今のところやる取組は考えておりませんが、やはり私ら企画課につきましては、庁内のＩＣＴ・電算化の担当部署としましては、このようなｉＰＡＤ等の情報機器端末につきまして、ご相談等がございましたら、アドバイス等を行える体制は取っていきたいなというふうに思っております。

○保坂委員

じゃあ、市長部局とすれば、あくまでも今回タブレットの動きというか、それだけの調査で終わるという認識でよろしいですか。

○大西企画課長

今回の資料の２ページにも記載がございますが、やはり当初の目的、先ほどもお話させていただきましたが、一番最初の私らミッションといたしましては、やはりｉＰＡＤ、教育用端末が今どのような状況になっているかというものが、３月30日に開催されました謝罪会で、教育委員会が保護者からお願いされて、行いますというところで、教育委員会の動きも若干遅かったものでございますから、市長部局として補佐するつもりで調査をさせていただいたつもりでございます。

○保坂委員

ということはですね、いじめ事案が発生する、発覚する前に、41台の処理して、その後から紛失が見つかった２台の処理したことについては、市長部局としては別に不自然ではないっていう認識でよろしいですか。通常の業務でやったっていう認識でよろしいですか。

○大西企画課長

私、今回、担当者に聞き取り調査をする中で、流れといたしましては、通常の業務の中で行ったものというふうに判断させていただいております。

［「なんだ、何それ」と呼ぶ者あり］

○阿部委員長

保坂委員。

○保坂委員

そうなんですね。

［「そうじゃない」と呼ぶ者あり］

○保坂委員

ちょっと今気になってるのが、今回すごく大きな問題で、これ今世間でもね、世間でもっていうか、ほかの自治体とかもタブレットの扱い自体を今どうしようかっていう、今ね、古畑委員のご指摘、オーストラリアでしたっけ。

［「ＳＮＳのね」と呼ぶ者あり］

○保坂委員

ＳＮＳのああいう対応とかね。今そういう問題をはらんでいるタブレットの扱いになるので、ここはやっぱり糸魚川市としても、ちゃんとした見解を持たなきゃいけないかなと思ってたんですよ。だからあくまでも、いじめ事案のタブレットの紛失事案のだけの見解で終わるんだなと思って、今ちょっとびっくりしてるんですけども。

正直言ってあれですわ。41台と別にこれ処理しているところであるだとか、あと、これ公式な見解だったかちょっと忘れましたけど、タブレットを発見した生徒さんと保護者は、何か警察にも調べてくれとかって言ったような、誰かの報告だったとか、ちょっと分からない。委員会でなんかそんなようなこと聞いたような記憶があるんですけども。本当は素直にそういったところまで調べていれば、こんなことにはならなかったのかなと思うんですけど、それも含めて今回のタブレットの扱いについてと、このいわゆる犯罪的な行為について、もうちょっと何かシビアな見解なり、何か糸魚川市として持つべきかなと、私は思って聞いてたんですけど、あくまでもこの報告書の経過報告で終わりでよろしいですか。

○大西企画課長

企画課の、理事者からいただいたミッションにつきましては、この報告書で、一応、終わりだというふうに思っております。

ただ先ほどもお話をさせていただきましたけど、糸魚川市全体のＩＣＴだとか電算化の担当課ではございますので、その点も踏まえまして、じゃあ糸魚川市のそのような情報端末の取り扱いについて、今後どのようにしていくかというときには、一緒になって、検討を進めていきたいなというふうに思っております。

［「一旦、やめます」と呼ぶ者あり］

○阿部委員長

松尾委員。

○松尾委員

私、実はこの所管事項で、この事案について何度か委員会やってますけども、実は古畑委員はじめ、何人かの皆さんからいろいろな質疑等々聞いて、実は、あのその四、五年、三、四年前になるのかな、この事案が発生したときに、私と当時、横山氏とですね、教育長は記憶にあるでしょうし、関係者はおられますけども、応接へ来いと、朝かなり早い時間に来いということで、実はタブレット、こうこうで、こうで紛失したと。実はこんなに大きい問題だとは、そのときは全然私はぴんとこなかった。回を重ねるごとにだんだん、全部じゃないですけど少しずつ見えてきて。

何を言いたいかっていうと、あのときから、先ほど隠蔽という言葉が出ましたけども、どうもですね、あのときは市長ももちろん同席してました。私はこんなに大きい問題だとは思えないような、なんでその程度だったら呼ぶんだっていう説明しかなかった。しかし時間の経過とともに、いやあ、この生徒がね、非常に今いじめられたとか、どうとか。こういう大きい問題

になるなんてのは、そのときの説明では全然分からなかったんですが、早期にタブレットを紛失したもの対応して云々ということしか、今、記憶にないんですよ。

で、何を言いたいかっていうと、まずはですね、このような事案が発生したときに、学校側から様々な状況や相談、あるいは助言を求めたりということを、教育委員会にあったんじゃないかなと思うんですけど、それぞれについて、教育委員会はその都度対応されたんだろうと思うんですけど、その辺のことについては、いかがですか。

○渡邉学校教育課長

お答えいたします。

当初の記録を読み返しますと、紛失したときには、既に学校教育課、当時のこども教育課の担当に学校から連絡が来ています。そこで、こども教育課の中でも、もうちょっとよく探すようにとか、そういった指示等はあったんですが、具体的に、例えば、そこですぐに警察に届けを出しなさいとか、そういった一歩踏み込んだ指示までは、当時できてなかったというふうに思います。

○松尾委員

私聞きたいのは、時間の経過とともに、実はこういうふうな今状況ですとか、どのように対応しましょうかとか、当初の、今、課長のご説明は、当初のことについてだけだったと思いますけども、あれから三、四年経ってて、その都度その都度、いろいろな相談等、こういうふうにはっきりする前のことを言うんですけども、相談等あったと思うんですよね。

どのような助言をしたり、あるいはこういうような対応をしなさいとかっていう、その辺の指示をですね、教育委員会のほうから、いやもうそれはもう、言葉悪いですけども、伏せときなさいとか、いろんな指示をして現在に至ったのか、あるいは学校側が、それはときに単独でもって判断をして、報告もせずにですね、対応してきたのかっていうのが、ちょっと気になるんですよ。おそらく、これだけの大きい問題になってくると、先生のほうも、戸惑って、教育委員会のほうに、対応についてね、相談を持ちかけたことってのは、何回もあったんだろうなと。どういうふうな対応をしてきたのかっていうのが、気になるんですよ。

結局、責任の問題っていうのが、さっき出ましたけども、私は、その対応する、相談を受けて、教育委員会のほうでは、こうしなさい、ああしなさい。その指示がですね、もし間違った方向性に行ったとしたら、これは教育委員会の問題だと。先生が単独でもってね、皆さんの指示を受けたけれども、先生がまた単独で処理していったっていうと、これは先生の大きな問題でしょうけども。あの当時、課長がですね、一時、具合悪くなりましたよね。この問題で。おそらくそれは、何らかの、何ていうかな、いろんなことが発生して、精神的にまいったんだろうと思うんですけども、私は教育委員会として、何を言いたいか、くどいような話ですけども、どのような先生方に指示をしたのかと。その指示が間違ったのか、間違っていたんじゃないのか、あるいは助言等々ですね、判断を間違えて、もう何ていうかな、公にならないような方向でね、ここまで来たのかな。もしそういうような対応で来たとしたら、隠蔽体質だという言葉が出ましたけども、これはやっぱり教育委員会においては、大きな問題だと思うんですよね。本当に解決しようとする気があるならば、私はこの機会に、例えばそれが前職の方々にも、もしかしたら波及するかもしれない。しかし、本当に糸魚川市教育委員会として、この問題をきちっと対応したんだというのを、やっぱり姿勢を見せるべきだと思いますよ。

［「そうだ」と呼ぶ者あり］

○松尾委員

と、私は思います。

もし、今現在でも、これはやっぱりオープンにしたくないなっていうのが、こういう事案ってのは、大体あるかもしれません。でも、これだけこの件に関して時間を取ってやるっていうのは、ものすごく大きい損失ですよ、と思います。

その辺がどうだったのかなというのは、非常に気になったんですけど、もし答弁があればお聞きしたいと思います。

○渡邉学校教育課長

お答えいたします。

やはり学校から相談があったり、報告があったりしたときに、教育委員会、当時こども教育課として、どう対応するべきだったのかというところについては、重大事態の調査の報告書等にも初動体制のまずさであるとか､情報共有のまずさであるってことが指摘されているとおり、先ほどちょっと言いましたが、なくなった時点の最初の紛失のときに、もっとちゃんとした、もうちょっとよく探せだけじゃなくて、例えば全校に広げるとか、警察も視野に入れて考えるとか、そういったような対応が今思えばできたんだろう。それはやはり報告書で指摘されている初動体制のまずさであり、それは初動体制の共有ができてなかったというふうに思っています。教育委員会内での情報共有も、今回の初期化の問題も合わせて、そのとおりだというふうに思っております。

以上です。

○松尾委員

初動体制のまずさ云々ということは、以前にも何か答弁だったような気がするんですけどもやっぱり一番最初のまずさが、やっぱりこれじゃまずかったからっつって、また新たな動きをして、言い方悪いですけども、その都度の対応がやっぱりだんだんだんだんずれていって、現在に至ってなかなか解決しないと。あるいは保護者も納得しないというところは、やっぱし、初動体制はもちろんですけども、その都度の対応が、やっぱり、ここは伏せておこうとか何とかっていう、つまらぬ配慮というかですね、そういうものがかえって複雑にし、また委員のほうからも厳しいご意見が出てますけども、私は、何回も言うようですけども、答弁は要りませんが、この機会に、言い方悪いですけど、膿を出すだけ出して、きちっとした教育委員会になってほしいなと。この事案だけじゃない、多くの課題があるだけにですね、これで教育委員会のほうが時間を割かざるを得ないっていうのは非常にもったいないし、業務に差し支えると思いますので、早期の解決を望みますので、よろしくお願いします。

［「そうだ」と呼ぶ者あり］

○阿部委員長

保坂委員。

○保坂委員

委員長、すいません。

今更なんですけど、今気づいたんですけど、今回のこの端末の報告書のタブレットの動きの調査っていうのは、いつの期間からいつの期間を調べたんでしたっけ。

○大西企画課長

休憩お願いします。

○阿部委員長
　暫時休憩いたします。

＜休憩＞

○阿部委員長
　休憩を解き、会議を再開いたします。
　大西課長。
○大西企画課長
　今回、タブレットの状況を確認するために調査をさせていただきました。
　確認いたしますと、初期化されていたという結果なんですが、仮になんですけど、初期化がされてなかった場合は、やはりそのタブレット端末が使われた期間の位置情報だとかデータのやり取りを確認できたかなというふうに思っております。しかし、今回の調査結果にございますように、やはり初期化された後のタブレットの動きというのは追及できるんですが、それ以外のところは、追及できないという状況になっております。
［「分かりました」と呼ぶ者あり］
○阿部委員長
　古畑委員。
○古畑委員
　これだからさ、証拠として取っとけってやつを、なんでそんなに急いで初期化しなくちゃいけなかったかって、今度その問題もあるんだよ。それはいわゆる加害者を今度かばう行為じゃないのかと。加害者の子って、誰の子かって話になるけど、そんなのは、まあ置いといてだ。
　要は､加害者という存在が出来上がってしまうと困るっていうふうな流れもあったんだよね。加害者やその家をかばうという意味じゃなくてだよ。今の答弁もそうなんだけど、この事件そのものをなかったことにしたかったんだって。だから、この事件を何かとてもいびつなものにしてるのは、そこにあるんだよね。初期の指導の間違いじゃなくて、初期にやろうとした隠滅行為が失敗しただけだよね。その責任ってのは、教育委員会と学校関係者。その当時の問題があるんだよ。その当時から引き継いでいる以上、今の責任は皆さんが全部担いでる。私やったんじゃないとか、自分は関係ないからっていうのは通らない。だからかわいそうだと思うけれども、やっぱり、その年度、年度で、全部事件をクリアしてこなかったからこういうことになるんじゃないですか。
　それからね、じゃあこれから、ちゃんとやります、再発防止ですって、何回も、何年にもわたってずっと言ってるけど、じゃあ、今回の同じ学校の中で起こったね、その被害者の子供がさ、今学校に行けていないの、知ってますか。
○渡邉学校教育課長
　すいません。個別の内容については、具体的にはお話できません。
　申し訳ありません。
○古畑委員
　あなた方のさ、個別の内容は具体的に答えられませんっていう、そのほとんどが隠蔽じゃないですか。無責任っていうか、何ていうかね。その言葉を借りて、もう一つは警察で取り調べ

中、もう一つは裁判所で取り調べ中、弁護士に言うなって言われたって。このようなものが大概、問題を複雑化するね。

でだ、そのお子さんが行ってる学校の中のグループの中で、ゲームをやった。その結果としては、学校から指導を受けるんですね。そういう場面があったんだそうだ。だけどさ、学校とすれば、いじめがあった、もしくはトラブルがあったって、子供たちの話合いによって解決できる要因ってのは、十分にあったはずなの。ところがそれをやらずに、その子供だけ、いわゆる来ても隔離教室だよ。給食も１人だし、勉強、勉強だって先生がついて教えてるわけじゃないんだよ。終業式には出るな。その授業の遅れを取り戻すために夏休みに特別授業をお願いしたところ、そんな子供のためだけに特別授業なんかやる考えはないです。新学期に放課後でよかったら、ちょっと勉強教えます。あなたなんて来なくていいと。

あのね、それさ、個別の問題に答えなくていいけど、それをちゃんと調べてこいって言ってあるでしょ。それで調べたんでしょう。教育委員会はどういう指導したんですか。行き過ぎた教育をやってないか、話合いの中で解決できるんなら、現場の中で解決して、子供たちみんな楽しく過ごせる学園生活つくってくださいってやるのが、学校教育課じゃないですか。やってないの、あなた。また失敗を繰り返すつもりなの。個別の事案に答えられないんじゃなくてさ、じゃあその個別の具体的な話はいいけど、あなたはその件に関して、ちゃんと対処しましたか。

○渡邉学校教育課長

お答えいたします。

まず、いじめの問題の解決については、古畑委員のおっしゃるとおり、子供同士、話合いをしたり、また一緒に活動したりする中で解決ができるというのが、本来望ましいと私も思いますし、そういった対応ができるというのが、一番望ましいと思っております。

ただ、いじめの内容においては、これ一般論でありますけれども、内容によっては、同じ空間にその子たちを置いておけないという事案があることもまた事実でありますので、そういったときには、法律の中でも別に分けて対応することができるというふうなことは書かれております。

委員のご質問、私がちゃんと行動してきたかということだと思いますが、私、自分なりには、どの学校からの質問に対しても、誠実に向き合ってきているつもりであります。ただ、そのときそのときのいろんな状況ありますので、全て加害の側にも被害の側にも100％納得していただける対応ではなかったかもしれません。ただ、自分としては一生懸命やってきたつもりでいます。

以上です。

○古畑委員

学校経営ってのは、大変難しいですよね。最高権限を持つ校長先生ともなれば、なおさら難しいと思う。で、小規模校になればなるほど、細かい事案に対して対処していかなくてはならないものになるね。

やっぱりそのときにさ、やっぱりちょっと行き過ぎじゃないですかと。あまりにも隔離指導っていうのは、かわいすぎませんかと。この２人は、問題のあった子供同士は本当にどうにもならないんですかと。その被害にあった方、本当にそれは言ってるんでしょうかねとか。ちゃんとしてあげないとさ、かわいそうだと思うよ。小さい学校の中で、俺はどっちの肩も持つつもりはないけどさ。

あのね。そういう何ていうかな、意趣返しみたいなさ、何かモンスターペアレントの子だみたいなさ、何か言われてるみたいでさ。そういうのもかわいそうでしょう。そういうことをなくしていかないと駄目ですよ。もう新学期が始まるし、そん中でも、しっかりやってほしい。ね、これも強く要望ですから、やってるつもりなんなら、やってくださいね。

それから次の問題ですけどさ、今度は市内のある小学校の中で、いわゆる学級崩壊が起こって、複式学級解体、修学旅行にも結局６年・５年で行くはずだったのが、６年とその保護者で行くって、家族旅行かって、なっちゃってる。さらにだ、その担任の教師がさ、学校に出て来れないって。子供によるいじめでしょう。でだ、その教師の代わりに教育に入った教頭先生が今度出て来れなくなっちゃった。一体、何が起こってるんですか。お答えください。

○渡邉学校教育課長

市内の学校において、この間の委員会でも答弁しましたが、難しい状況にあるということは報告が入っておりますし、市の教育委員会としても精一杯、人員配置を増やしたりして、対応している学校があることは事実でございます。

以上です。

○古畑委員

いじめ防止の様々な制度や、またそれに対する予算を私達は認めてきましたよね。いじめ防止に対する、やり方に対してさ、それぞれランクをつけてすぐ直るのか、継続的にしていくのか。またやっぱり小学校から中学校へ、中学校から高校へとさ、いじめが波及する可能性はあるのかないのか、全部ランク分けをしてちゃんとした人に、ちゃんとした人ってね、普通の教師じゃ駄目っていうんじゃなくて、その専門的知識持ってる人にお願いをして指導をしてもらうようにって、これ、ずうっとやってきたよね。

やり方もさ、提案もやってきたし、俺は文句言うだけじゃないでしょ。こういう場合はこうするべきだって、こうしたほうがよろしいですねって言ってきましたよね。さっきから私の言うこと厳しい厳しいって指摘する議員もいるけどさ、俺は何にも厳しくないんで。当たり前のことを指摘しているだけなんで。何か俺、厳しいこと言いましたか。責任を取るべきだと、これ当然でしょう。問題を把握して速やかにやるべきだと。これ当然でしょう。過去にさかのぼって全部経過を明確にしましょう、全部作りなさい。これ当然でしょ。どっか厳しいですか。

俺、厳しいことなんか、一回も言ってないよね。

皆さんさ、ちゃんと自覚して、やっぱりやってほしい。あのね、いじめ事件は、かつてね、ほかの学校でもあって、修学旅行にも行けなかったんだよ。まあそのときも保護者がついていったし、別の学校のいじめだって、結局そのまんま解決しないで卒業して行ってたんだよ。細かいいじめ事案なら、今、各校の中にあるよ。全部入ってくるけどさ、そこは学校で解決してくださいってやりますね、大概のことは。

でも、今回の、見過ごせないよこれ。複式学級の学級崩壊って、あんた。ねえ、課長。いじめ撲滅だとか何とかって言う割には、そういうの全然解決できてないでしょう。私、今厳しいことなんか言ってない。あなたがやるって言ったからやってくださいって、こういう事例がありますから、解決したんでしょうねって、聞いてる。解決するにはどうなさるんですかって、お聞きしているんです。で、解決できないってことは、ありませんよねって聞いてる。

なんか厳しいですか。お答えください。

［「委員長ちょっと私のほうからから」と呼ぶ者あり］

○阿部委員長

久保田市長。

○久保田市長

今、古畑委員からお話伺った中で、今回のいろんな古畑委員がお示しになったものについては、確実に私の耳に届いております。直接当該学校の校長さんともお話もさせていただきました。また教育委員会のほうでは、今回の案件、今回の案件に限らず、多様な方と連絡調整を図って、その子のためにその家庭のために最大限何ができるんだっていう部分の検討もしながら、ちゃんと市長室のほうで、私自身も話を聞いて、まさにそのようにやっていただきたいと。予算、もしくは県のほうに代替職員の要求も全部しながら進めております。また当該保護者の状況だとか、いろんなものを把握しているというふうに聞いております。

ただやっぱり、この席上で初めて聞いた、今聞いたというような話もいくつかございます。それはやっぱりどっかどっかで、情報が一方的なところに所在してるっていう部分もあるんではなかろうかと思いますけども、やっぱり無視はできない話だと思っております、そういう部分。すべからく、やっぱりいろんな部分をお聞きした上で、いろんな対応はしなきゃいけないというふうに感じております。

そういう中にあって、こういう、今、古畑委員が言うように、厳しいというよりも、やっぱり、それを事実として、捻じ曲げちゃいけないという部分をもって、これから対応していきたいと思います。

先般の今回のタブレットの件も、一時期、私も当該の保護者の代表ともお話を数回させていただきながら、教育委員会のほうにも、こういう案件について適切な対応をしてくれということで、３月30日を迎えたんですけれども、それ以降のいろんな対応の仕方についても、今いろんな話も出てきた中において、やっぱり不備とか不測の事態が生じてるっていう部分について、これも改めて、私は先ほど古畑委員が、やっぱり収拾の在り方について、また松尾委員からも収拾の在り方について、提言をいただいたと思っております。なにせ固有名詞等を出さずしても、教育委員会と学校の在り方、連絡の在り方、これを含めて、教育委員会が反省をして、それを明らかにして、今後の糸魚川市教育の在り方について、市民の皆さんにお示しして、一旦、やっぱりそこの部分を一つのけじめとして、やっぱり発信するという段階に、私は教育長のほうに、私は今回きちっとお願いをしていきたいと思います。

私は教育委員会の業務に介入するという立場ではございませんので、しかしながら、今回こういう意見が出された。また、収拾の在り方について、せっかくご提言いただいたものについて真摯に受けとめて、教育長自ら先頭に立って、今回のいろんな教育委員会案件について、市民の皆さん、また議会の皆さんにもお示ししていただきたいということをお願いしまして、私から一言、口をはさませていただきました。

よろしくお願いします。

○古畑委員

そういうふうにね、英断っていうかね、決断、やっぱり結果を出して、市民や保護者、それから被害者たちに示して、その人たちに納得してほしい。実は、何かどうしても、私に対しての、やりましたっていうところを見せたいっていうふうに聞こえるんですけど、本来納得させるべきは、その生徒さんであり、その保護者であり、そっちなんですよね。なんかまた古畑に言われるかもしれん、また何かうるさいこと言われるかもしれないからって、一生懸命答弁作

ったりなんだりしてるかもしんない。まあ、それが私の仕事ですけどね。けど、そういう声がなくたって、やっぱりやってくべきなんです。

それから市長の言葉の中で、初めて聞いた、今聞いたみたいなことも言ってるっていうけどそんなことないんで、もう皆さん周知のことで、何もしてくれないから、私のほうへ情報が来る。１か所に情報が集まってくるんじゃないんだ、いろんなとこから入ってくるから、そうなるわけ。皆さんのところに情報が行かないのは、そういうつてがないからですよ。市民のみなさんは、みんな議員さんとかに相談したいって思ってます。ただ、どなたがどの立場で物を言ってるか、よく分かんなかったり、議員に対して、議員はやっぱり怖いと思ってるんでね。怖いと思ってるっていうか、いきなり頼んだって、知らないって言われるだろうなっていう意味の怖さがあるんでね、どうしてもそっちのほうで道をつくってしまったんでね。その系統に乗って、やっぱりその辺のところの古畑に言えば何とかしてくれるかもしれんということで、その情報が流れてくるようになっただけ。まあ今までね、何度もいじめ問題、皆さんだけじゃなくて、10年も20年も前からやってるんで出てくる。その辺についてはね、今、市長のほうがね、教育長に私達の目の前でしっかりやるように頼みますよって、お願いしたんでね。

教育長大丈夫ですよね。やってくれますよね。

○靏本教育長

先ほどの古畑議員を中心に、いろんな議員の皆さんから、私への職務の遂行について非常に厳しいご意見、それから身の処し方を含めて、たくさんのご意見をいただきました。

今ほどは、市長のほうから直接私のほうに、教育委員会として具体的な指示、それから内容等を伝えるっていうふうな話をいただきましたので、その内容をしっかりと受け止めて、教育委員会内部で組織を固めて、事務処理、それから、これからの仕事についての推進を積極的に進めていきたいというふうに思ってます。

よろしくお願いいたします。

○阿部委員長

ほかに、保坂委員。

○保坂委員

すいません、先ほどは、ちょっと変な質問してしまって申し訳なかったです。

なんであんな質問になったかっていうと、結局、以前のことは、もうこれで分からないことが確定したっていうことなんですよね。それがちょっと残念だったのと、ひょっとしたら、通信機器で、何かもし、何か通信社のほうで分かればなと思って、聞こうかなって思ったけど、やっぱり位置情報では無理なんだなっていうのが分かったんで。

ということは、ずっともう教育委員会のグレーゾーンというか、見えない部分っていうのが、曖昧なままになったっていうことが、逆に確定しちゃったんで、今後ですね、被害者の方がどういう捉え方をして加害者に向かっていくのか、教育委員会に向かっていくのか、また軽犯罪っていう部分でのほうに行くのか、ちょっと私分からないんですけども、とかく今の古畑委員と行政のやり取り聞いてもそうなんですが、子供のためとか、保護者のためとか、個人情報のためとかっていうのが、私も議員経験を長くさせてもらっていく中で、どうしても隠れ蓑になっているように思われるような場面っていうか、そういうふうに感じてしまうときがあるんですね。当然、この子供のこと、保護者のこと、また地域に住んでいる状況のことを考えると、オブラートに巻いておかなきゃいけないことも、当然あるかとは思うんですが、やっぱり事実

関係を押さえて、いろんなことを調査していくってなったときに、やっぱそこを曖昧にされると、やっぱりうやむやになるなって。で、うやむやになると、それまた人間ですからね、利用しようとする人間も出てくるかもしれないっていう、物の見方があるもんですから、そういったところで事実関係をしっかりつまびらかにしていってほしいっていうのは、私も願望だったんで、今回の市長部局での調査というの、非常にいいなと思っている。私は、いいやり方だなと思って見てるんですけども。ただ、結果的に残念だったのが、そこが曖昧なままで終わってしまうっていうことが、ちょっと残念だったんですけども。

今後もね、絶対人間のやることですから、ミスだとか、うまくいかないことも多々あるかと思うんですが、そこは皆さんが補うための、まあ教訓にしちゃいけないのかもしれないですけど、でもやっぱり事実として、新しいタブレットとか、こういうことについてのことをしっかり教訓にしてもらって対処していただきたいと。

あとやっぱり気になるのは、被害者の方がどういう思いで、今この事案について、どう捉えているのかということを、謝罪して済むことなのか、教育委員会に責任がきちんと明確になって処分を下せばそれで納得してもらえることなのか、それともやっぱり警察に行って、あくまでも軽犯罪としての、そういう追及されるのか、ちょっと分からないですけども、どっかで、けじめつけたりしていかないと、やっぱり古畑委員じゃないですけど、終わっていかないっていうか、ずっとこのまま続いてしまうんで、その辺のそういう被害者の意向っていうのが、教育委員会で受けたらいいのか、警察で受けたらいいのか、ちょっと分からないですけども、そういったところの言い分というのも聞きながら、でも、いくら調べても、これ以上出ないっていうのが、もう逆に確定しちゃったんで、その加害者につながっていくのかどうか分からないですけども、そういったところもきちんと正確な情報を伝えてほしいんですけど、そういった何か段取りとかってあるんでしょうか。

○久保田市長

私は、お答えする立場にないんですけども、先ほど教育委員会の担当と、この加害者の扱いについてどうするのかと。基本的に特定できない状態で、これは我々捜査っていう部分ではありませんので、一つはやっぱり加害者の心に入るような、やっぱり我々が常に監視してるんだぞ、こういうことについてはいけないことなんだぞっていうことを随時やっぱり発信して、やっぱりその心に訴えるしかないと思うんですよね。非常に情緒的な言い方ですけども、今やれることは、そこなんだなと思っております。

また、警察の手を借りて、今回、高校生にはトクリュウの問題であるだとか、いろんな問題がありましたので、改めて９月以降、登校をする際において、警察のほうからのご助言をいただけるような場面を教育委員会のほうから、いわゆるお願いをして、どういう形で、犯罪なんだという部分をしっかりと自覚させるという部分を発信できるように対応できればと思っておりますので、そこら辺についても、今保坂委員のお答えになったかどうか分かりませんけども、そういう形で対応させていただければということで、事前にはその話も含めて、我々のほうで、検討をして、前のほうに進めようとしておりますので、一応そういう形で、ご理解をしていただければと思います。

以上です。

○保坂委員

もう一つ付け加えると、私、当初、スマホとかの携帯電話で位置情報ってすごく便利なもの

で、紛失したら見つけられていいなと思ったんですが、逆に今回初期化してしまうと何にもならないんだなっていうのも分かったんで、そういう技術を持った人間がいると、そういうのも可能になるんだなっていうのを、ちょっと恐ろしいなという、そういう事例でもあったので、そういったところも加味した上で、このタブレットの扱いであるだとかっていうのも、ちょっと慎重に関わってもらいたいっていうか、ただツールとしては、非常に大事なものであることも、私も分かってるんですけども、しっかりそういう扱いについての教育っていうところも、しっかり力を入れていただきたいと思います。

意見です。

○阿部委員

ほかにご質疑よろしいでしょうか。ないでしょうか。

よろしいですね。

ご質疑なしと認め、協議題の２番（１）市内学校で発生したいじめ事案についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

＜休憩＞

○阿部委員

休憩を解き、会議を再開いたします。

今ほど古畑委員より、継続して調査に入っていただきたいという申し出がございました。私も委員長としても、先ほども申し上げましたが、この企画課の出した報告書の間にも事実が入ってくるんじゃないかというようなところもありますので、やはり正確な事実を基に調査をするべきというふうに思いますので、ご指摘のあった点についても、全てを把握するというのは、難しいかもしれませんが、全力で整合性を取りに行って、次回の調査に挑んでいただきたいというふうに思います。

改めていかがでしょうか。よろしいでしょうか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○阿部委員長

行政側もよろしいでしょうか、そのように。

［「やるって決めればいいんだよ」と呼ぶ者あり］

○阿部委員長

ちゃんと調査を、事実を基に調査したいと思いますので、その点については。

［「さっきからやるって言ってるじゃん、市長も教育長も」と呼ぶ者あり］

○阿部委員長

よろしくお願いします。

以上で、協議第２番の（１）市内学校で発生したいじめ事案についてを終結いたします。

令和４年度のアレルギーヒヤリハット事案対応について

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、協議題の２番の（２）令和４年度のアレルギーヒヤリハット事案対応についてを議題といたします。

担当課の説明を求めます。

○渡邉学校教育課長

それでは説明いたします。資料No. ２－１をご覧ください。

令和４年度のアレルギーヒヤリハット事案対応について、ご説明します。

この事案は、令和４年度に市内中学校修学旅行の際に発生した食物アレルギーのヒヤリハット事案であります。発生事案への対応について３点説明をいたします。

１点目は、当該生徒への対応についてです。

５月の市議会総務文教常任委員会でもお伝えしたとおり、この事案によって傷ついた生徒への誠実な向き合いは大切であるという思いに変わりはなく、本人及び保護者に対し謝罪を申し入れており、謝罪の方法等を調整中であります。

２つ目は、食物アレルギーに関する文書の確認についてです。

修学旅行時のアレルギー対応に関し、当時の保護者と学校職員との面談記録や資料については、学校での文書保存年限の経過により、既に廃棄処理がされており、確認することができておりませんでした。保護者とのやり取りの中で、生徒が進学した高等学校に資料が保管されているかもしれないとの情報を得て、６月26日、高等学校において中学校から進学先の高等学校への食物アレルギーに関する引継資料を学校教育課職員が保護者の同席の下、確認いたしました。資料により、当該生徒にイクラを原因食物とするアレルギーがあることを確認いたしました。高等学校で確認した資料は、医師が作成する食物アレルギー等対応指示書、以下、指示書といいます。と、学校が作成する個別の取組プラン、以下、取組プランといいます。でありましたが、アナフィラキシー既往の有無及び処方薬の有無の記載について、大きな相違があることを確認しました。この相違については、この説明の後、改めて説明いたします。市の食物アレルギー対応マニュアルでは、取組プランは校内で作成された後、学校職員と保護者が面談を行い、その対応について協議し、決定することとなっております。当時も教頭、養護教諭、栄養教諭の学校職員と生徒保護者の４者で面談が行われていたことが学校の記録により確認されておりますが、面談では、この相違点に気づくことのないまま、その後の対応がされていたと思われます。指示書と取組プランに大きな相違がある点、面談等において相違点に気づけなかった点等について、現在、当時の学校職員に対し聞取りを進めております。今後、保護者の聞取りや指示書の記載について、医療機関へ問合せができるよう、調整を図っております。

３点目は市立学校に対する現状把握についてです。

まず、前回の市議会総務文教常任委員会において、委員より、食物アレルギー等の引き継ぎがしっかりと行われているのかを確認する必要があるとのご意見をいただきました。これを受け、市立学校に対し、進学時の引継ぎについて確認をいたしました。引継ぎについては、各学校とも確実に行われていることを確認しました。また、指示書と取組プランに相違があったことを受け、市立学校に対し、現在使用している取組プランに指示書等と相違がないかの再点検を行っております。これにつきましても、各校からの報告により相違がないことを確認いたし

ました。以上が資料No. ２－１の説明となります。

続いて指示書と取組プランの相違点についてご説明します。

資料No. ２－２をご覧ください。

まず、この資料につきましては、事前に保護者からのご了解を得て、資料提出をしております。また、個人情報が載っておりますので、本事案に関連のない部分につきましては、マスキングをしております。マスキング部分が多くなっていますので、全体の様式が分かりづらいことから、それぞれの様式の次のページにブランクの様式をつけております。マスキング部分と照らし合わせながらご覧いただければと思います。

それでは各様式について説明いたします。

１ページをご覧ください。

この指示書は、医師が記載する様式であります。医師により食物アレルギーと診断され、医師から特定の食物に対しての対応指示がされるものであります。継続して対応が必要な場合には、年に１回は医師の診断を受け、最新の診断書を提出することとなっております。

３ページ目は指示書のブランクの様式であります。

続いて５ページから17ページまでは、当時学校が作成した取組プランとなります。医師の指示により、学校生活上や学校給食における対応などをプランとしてまとめています。先ほどの説明のとおり、様式の次のページにブランクの様式をつけております。なお、13ページ、15ページの様式が異なるのは、令和３年度から様式の変更があったためです。現在は17ページの様式が使用されています。

続いて、相違点についてご説明します。

資料お戻りいただき、１ページをご覧ください。

こちらは医師が作成した指示書であります。表の中ほどにアナフィラキシー既往の有無の欄がありますが、「有」に丸がつけられております。「有」の場合には、その原因食物を記載する様式となっておりますが、未記載となっています。また、その下の処方薬の有無についても、「有」に丸がつけられております。「有」の場合には、その処方薬を記載する様式となっておりますが、こちらも未記載となっております。

続いて５ページをご覧ください。

こちらは、当時学校が作成した取組プランです。表の中ほどにアナフィラキシー病型既往症について記載する欄には、「なし」の項目にチェックがつけられております。また、その下の発作時の対応として処方されている薬の欄には、枠で囲んで「処方薬なし」と記載されております。どうしてこのようなことになったのかということについて、現在当時の学校職員の聞取りを進めており、今後、保護者等への聞取りや医療機関への問合せに対する調整を行うこととしております。

説明は以上です。

○阿部委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

○古畑委員

これひどい話だよね。

これなんでさ、食物アレルギーに対してさ、こういった調査が行われてしまったかって、ご説明してください。

何がきっかけで、今更この診断書というものが、もう１回提出する動きになったのか。お聞かせください。

○渡邉学校教育課長

今ほど説明したとおり、この資料につきましては、６月に私がいただいたものであります。

確かに、この件が委員会等でも所管事項を行って、ずいぶん経ってから、なんで今さらというところの声、古畑委員のご質問も、そのとおりかなというふうに思っております。

実は、中学校のときの指示書であるとか、プランというものが文書の保存年限がきていて、私達ではもう確認ができない、学校に、もう存在しないということでした。ですので、あとは学校職員の記憶と、それから保護者の方のお話から、このアレルギーの事実関係について、いろいろと調べてまとめてきたところであります。

保護者の方とお話をする中で、私達、小中学校では給食もあるので、お医者さんからの指示書をもらって、それに基づいて対応します。ただ、今そういうものがなくて、確認できてないんですというお話をしたところ、高校にあるのではないかというふうに保護者からお話をいただきました。高校に問合せをしたら、最初に、一回目はなかったというお答えだったんですが、その後、折り返しをいただいて、やっぱりありましたということで、それが５月の末頃だったと思います。そのあと少し確認をしに行くのに時間がかかったことは、この間の委員会でもお話したとおりなんですが、保護者の方、同席の下、一緒に、最初の話では、見に行くと、確認をしに行くということで高等学校に伺っております。

その場で確認をして、やはりこの文書に問題があるんではないかということを一緒に確認をした中で、保護者の方からコピーをして、どうぞ持って行ってくださいというふうにお話をいただいたので、今、私達、手に入れることができたということになります。

長くなりましたが、以上です。

○古畑委員

手に入れることができたんですね、よかったですね。

でもさ、一番最初は、あなたのお子さん食物アレルギーって言うけど、食べても何でもないでしょっていうとこから、あなたの疑問から始まったんでしょ。

そんで、親御さんにさ、そういう診断書があるんなら見せてくれって、やったでしょ。

さっきも言ってるように、書類のいわゆる保存期限がもう切れてることを知ってて、あるのなら、出してみろという体制でやったんでしょう。そしたら自分の思いどおり、やっぱりなかった。ほら見ろよって、あなた、食物アレルギーで騒いでるだけじゃないですか、症状もないのに。そしたらね、養護教諭が、あ、ちゃんとそのときの記録ありましたってこと。

すると、大きく形勢が逆転したんじゃないですか。私文書偽造か公文書偽造か、あるものをなしっていう報告書は見つかったけど、最初の元々アレルギー症状があり、処方薬もありっていう、その肝腎なほうは、なくしたことになってるんでしょ、もう消えたって、保存する期限を過ぎたからって。だけど出てきた。

これやっぱり二つお聞きしたいのはさ、食物アレルギーで大変だったってことにさ、あなたは本当に食物アレルギーですかって聞き直すこと自体がおかしいと思うんだよね。

その次に今度は、食物アレルギーのさ、記載された診断書が180度違うようにして出されてきたということだよね。

これ二重に大問題じゃないですか。

食物はアレルギーで、アナフィラキシーショックの症状ってのは、最悪どうなりますか、お聞かせください。

○渡邉学校教育課長

お答えいたします。

まず１点目の、私、断じて、何でしょうか、まるで私がアレルギーということを疑っているかのようなご質問だったかと思いますが、そんなつもりで聞いたことも絶対ないですし、記録を取ってもそれはないと思います。ただし、そういうふうな思いを持たせてしまったのであれば、それは私の言葉使い等に、何か狂いがあったのかもしれませんが、そんなつもりでお話をしたり、質問したり、ましてや資料がほしいと言ったことはありません。これ断言できます。

それから二つ目のご質問の後半部分のアナフィラキシーについては、命に関わる、死に至る症状であります。

すいません、もう一点の180度変わっていたというのが、指示書に対して対応プランが180度違うということです。ここはやっぱり教育委員会としても、大きく問題だと思っていて、なぜ医師が「有」としてるものが学校のプランで、「無」になっているのか。通常、考えにくいので、まずこの辺どうしてるのかっていうところで、検討したりするのに少し時間かかりました。まだよく分かっていないところです。

以上です。

○古畑委員

食物アレルギー、特にさ、今回の場合はさ、アナフィラキシーにつきましてはね、最悪の場合、死に至る症状だ。しかもそのときの対応や処置の仕方が分からなかったり、ずれたりすると助かる命も助からない。だけどこれはさ、完全にいざっていうときのさ、対応がないことになってるよね。処方薬なし。これよくよく考えてみると恐ろしいことじゃないですか。これがもしも故意による殺人計画だったとしたらどうしますか。しかも本人は、これはイクラ食べれませんって、でも取って食べれば大丈夫。アナフィラキシーは、一粒食べても症状が出るんでしょう。しかも、そんだけの専門知識のある方が食べても大丈夫だ。

これ言葉は非常に悪いし、断定したものじゃないですけど、要するに殺人未遂になるんじゃないですか。

笑ってもしょうがないけど、そのお子さんにしてみれば、そんな、いやもう駄目だって言われてますって。大丈夫よ、食べなさいとかってやられたら。

で、その後の処方箋にはさ、アナフィラキシー症状なし。処方薬もなし。これを出されたら、完全犯罪ですよね。そんな漫画みたいなことがさ、寸前になるまで、事故の起こる寸前までさ、起こってしまった。ヒヤリハットじゃないんだよね。

これ何ですかって、それをちゃんと聞きましたか、この養護の先生にさ。あなたのやったことは殺人未遂ですよって。教育委員会としても学校としても絶対許すこともできない行為ですよ。そこまで厳しくやりましたか。それとも、あれ間違えちゃったな、事なくてよかったねって、まあそんで終わりだよ、ハハハで終わったらしいですね。

そういうことあってもいいんですか。そういうこと聞いてないっていうなら、ちょっと連れてきない。あの辺で校長やってるでしょ。近いんだから、すぐちょっと来て答えてくれりゃあいいですよ。あなた方が全部否定するなら否定するのでもいいんだ。

でもさ、皆さんと話すときにはテープレコーダー要るよって、やっぱりちゃんと証拠になる

ものないと、教育委員会は記憶がありませんとか、言った覚えはありませんで終わるよって。こっちも証拠がないものを証言だけでちょっと難しいですって言ってある。だけど、もしもそのときの音声データが残ってたら、私は、まだ聞いてないですけどね。

でさあ、何か皆さん、向こう側の被害者の親をさ、囲込みやろうとしてませんか。何か残ったほうのお子さんにつらい目に合わせたりね。あなたがたの、皆さんが訴えたとおりにやってるだけじゃないか、あなたなんか隔離教室よ。終業式も出なくていいですって。そこまでやらんならんかっていう、指導を許しましたね。それも今回の件から厳しくなりましたので、そういうことができますという見解なんでしょう。今まで加害者を隔離しないで、被害者ばっかり隔離してきて、今度は被害者を隔離させるんだから、当たり前でしょって、今までやったことなかったくせに。やり方が姑息だし、こすいんだよ。

あのさあ、本当に、だから相談は相談で受けて、なるべく冷静にやろうとしてるけどさ、これはあまりにもひどいわ。

これどうするの。公文書改ざん。命の危機。間違った対応は死に至る。アハハ、ごめんね。今度は気をつけてね。じゃ、済む話じゃないんじゃないですか、これ。

これどうするんですか。さっきも散々やり合った後だけどさ、一つ一つ解決していかなきゃ、前に全然進まないから駄目なんだけど、これだって早く失態を認めて、やっぱり向こうの被害者の生徒さん達に謝っていく。指導が至らなかったということに対しての陳謝だとかさ。そのときの報告を受けた教育委員会が何をしたかとかさ。なんなら本当に呼んでくればいいじゃん。あの辺で、校長やってるよ。もう放課後になるんじゃないですか、ちょっとおいでって。あなたじゃなきゃ分からんことですねって。ずうっと、そんなことないとか何とかっつってね、何かごまかして答弁のまま終わってしまったけど、年度内で片付けてくださいっていうやつ、年度内に片付けないで、だから今のね、渡邉課長なんか、責められちゃって、かわいそうに。前任者の責任でしょ。でもそうやって言い切れないのが、市役所であり、教育委員会でしょ。責任ごと全部引き継ぐんでしょ。皆さんにさ、説教とか苦情とか言いたくないんですよ。けど、そのポジションにいるから、しょうがないんでしょ。

教育委員会で見直しするときに問題があったら、なるべく年度内で片付ける。年度内でいじめだとか、その当事者に、なるべく校長だとかそういう場合は、ほかの学校へ転校しないように、ほかの部署に行かないようにとかって、しっかり決まりつけなきゃ駄目でしょう。じゃないと、後任者がみんな迷惑する。答えられないのに、どうするどうするって言われたって、当時の課長じゃなきゃ分かりませんよ。

当時の課長、連れて来いったって、いや、責任は自分にあります。だったら、責任取って辞めろって、早く。

答えられないとか対処できない責任ってあるの。その経過も分かんない人が。さんざんやっているのに、担当者が代われば、分かりません、できません、知りません、記憶にありません。それで通っていくんですか。

何回も言いますけど、私、厳しいこと言ってませんよ。当然のことを言っている。この責任をどうするんですか。死に至る。誤記じゃ済まないね、これ。わざとだね。どういうつもりやったの。よく老人ホームだとか介護ホームとか、医者だとかでもさ、やっぱり看護師だとかそういうのが、入所者を殺そうとしてるじゃん。実際、殺してる事件もたくさんあるけど。それじゃないんですか、これ。ここは私の考えですけど。そういうことに至るんじゃないですか。

職権を利用した殺人事件、全国的にありますね。それになるんじゃないですか、これ。いかがですか。

教育長どうですか。

○鷲本教育長

今日提出された資料、事前にも何回か内部でもって確認させていただいたんですけど、分からないのは、医師の指示書の内容と学校で作る個別の取組プランのそれこそ大きな違いですよね。なんでこういうふうな事態になるのかっていうことについては、私ども関係の職員も非常に大きな疑問の一つです。

それから、個別の取組プランの後半のほうの部分で、学校職員、関係職員も判子ついてるわけですよね。さらに分からないのは、保護者も署名をして印鑑を押してるってことなんですよね。個別のプランを関係者、保護者も認めているっていうことなんですよね。

そうすると、医師の指示が、このような学校で使われるような個別プランに全く反映されてないっていうことは、あり得るのかっていうふうな、大きな疑問点を持ったっていうことなんですよ。そこのところは、やっぱり私らは調査機関でも何でもないわけですので、ここら辺りについての事実経過みたいなものについては、やっぱり病院は病院に。それから学校関係職員は職員に。もちろん担当の養護教諭はもちろんそうなんですけども、やっぱり聞取りとか調査みたいなものをもっともっと綿密にやらないというと、こんな大きな差異が出るなんてことは一般的には考えられないっていうふうな立ち位置に立っていますので、私ども教育委員会としても非常に疑問に思っているというふうな立ち位置に立っていることは事実です。

以上です。

○古畑委員

この書類にさ、保護者が判子を押して何か問題あるんすか。設問は何なんすかこれ。

学校生活におけるアレルギー対応の内容を確認しました。今までどおりの対応でいいかどうか、どこに判子押したの。判子なんて全部真っ黒で何にも分かりゃしねえ。どこにあるの保護者の判子って。どこにあるんですか。保護者の判子、どこにあるんですか。

何を認めたの、保護者は。どこに押してあるの。

○渡邉学校教育課長

お答えいたします。

文書の中の署名と判子につきましては、例えば一番後ろの17ページ見ていただけると、ブランクがありますけども、学校生活におけるアレルギー対応の内容を確認しましたということで、お名前書いていただいて、判子をいただくという形になっております。

やはり私が問題だと思うのは、保護者の方というより、その下に学校の職員が、校長をはじめ、管理職、それから各主任等々が確認して判子を押すんです。それなのに、こんな重要なことが見過ごされてるっていうのは、非常に大きな問題であろうというふうに思っています。

私も学校現場の経験が長いですから、それこそアレルギー対応というのは、日常的に命に関わる活動ですから、本当に手を抜けないという思いがあります。アナフィラキシーのお子さんであれば、当然４月の最初、全職員で確認をして、誰が対応しても同じ対応ができるようなシミュレーションを今は各学校でやっているはずです。そのような時代に、このようなお医者さんの指示を無視するような取組プランが本当に作られて、職員みんなで確認していったというのであれば、大きな問題だろうというふうに思っております。ただ、そこの部分がまだ確認が

十分できていませんので、職員への聞取りについて全員終わったら、またそれをまとめてしかるべきときに報告いたしたいと思います。

○古畑委員

食物アレルギーに対してさ、渡邉課長がどんだけ一生懸命やってきたかって、今のとても熱意ある答弁だったと思う。ただその反面ね、今だに調べてるんですよ、委員長。

何百人、調べてるの。何千人調べてるの。そんな大変なんですか。ここに関わった職員に聞くのに、そんなに何か月、いつ。この問題が出てきて、どんくらい半年、３か月。なんせ、長い時期だよね。初めて出てきたのを思い出すのがちょっと大変なぐらいですかね。一連の流れじゃなくて、新たに出てきた問題だったよね。

課長、これいつまで調べる気なの。また来年の４月超すの。

何か先生の都合で聞き取れなかった、先生が終われればとか。書いた医師の調べがどうなのかとか。これまたうやむやに終わらせる気ですか。本当にあなた方って、まるっきり何やらしても遅いし、信用できないし、嘘ついてばっかで、後になってやっぱり違いましたとかって言ってきたり。どうして教育委員会ってこんなに信用できないの。その場その場で嘘をついて、後でばれて、かっこ悪い。謝って、責任取れって言ったら、いやあ、これが責任の取り方です。一生懸命やりまーすとかって。なんでこんなかっこ悪いの。責任を取らない教育委員会、お見事だ。呆れて物も言えん。

何回も言うけど、皆さんはさ、どっか心の中で俺がやったんじゃないしと思ってませんか。俺の前任者がやっちまったよとか、その前の前任者が悪いんだよってなってませんか。どこか人ごとになってませんか。そういう体質が教育委員会に残ってるんじゃないですか。俺じゃないし、私じゃないし、前任者なんだし、俺責任取る気ないし。違いますか。どなたかお答えください。

教育長か、教育長いかがですか。

○鷺本教育長

前任者とか、その前の担当者とかっていうふうな意識はございません。

自分自身に課せられた、それは課題解決、重要な課題だと自分ごととして捉えています。

以上です。

○古畑委員

私ね、ちゃんと私んとこへ来た情報は、こういうところでも皆さんに言ってますよね。いじめの当時の学校長なんかね、教頭は学校へ行けなくなった。そのこともここでしゃべりましたよね。で、見たら登校記録あるけど、夜に行って朝になったら帰るみたいな、夜のお勤めみたいな。校長先生に掛け合っても、話合いに応じてくれないとか、いないとか。被害者、保護者から逃げる、結局最終的には、その保護者がモンスターペアレント扱いになった。

どっかおかしいじゃないですか。

で、ついにあれでしょ、子供からも、学級崩壊になってしまって、子供からも逃げてる。逃げ場を失った学校の先生たちはさ、やっぱり病気になっちゃうんだよね。精神病になっていってしまいます。過去にもたくさん例があるから、皆さんのほうが詳しいかと思うよ。それを事前にさ、改善していかなくちゃいけないのが教育委員会でしょ。一体いつになったらできるのかと。

まあ今でいえば、このヒヤリハットの関係者の調査って、いつ終わるんですか。

○渡邉学校教育課長
　お答えいたします。
　ご指摘のとおり、時間がかかっているのは、本当にそのとおりです。申し訳ありません。
　今週・来週で今予定している学校職員の聞取りは終わる予定であります。
　以上です。
○古畑委員
　で、調査結果は。９月議会の委員会には提出できるんですか。
○渡邉学校教育課長
　お答えいたします。
　努力はいたしますが、今100％ここでお約束できません。申し訳ありません。
○古畑委員
　さっきから何回も言ってるようにさ、普通、事件が起こって、それがはっきりして、ちゃんと証言も全部分かったと。両者、言い分が違うところは、全部はっきりと整理したんでしょ。その先生、私はそんなことやってませんと言っているんですか。私はたまたまそこにいただけだとか、なんか校長先生も言ってるらしいけど、私は何にも知らんって。全然、被害生徒との証言が合ってないから。そこを合わせなくちゃいけないんでしょ。
　もういいじゃん。お互いの言い分が違うことはさ、警察か何かに任してさ、教育委員会として、公文書偽造の、殺人未遂の、指導不足だとか何とかって厳しくさ、教育委員会から学校のほうに言って、あとはもう警察に訴えてくださいって言えばいいんじゃないでしょうか。
　あのね、もう完全に犯罪ですから。教育委員会でできなかったのなら、そこの用紙だけ調べて、担当者がこういうことです、こういうことです。なお、ここと、ここだけは駄目ですねとかっていうことだけ意見書つけてさ、被害者の親にさ、警察に訴えてくださいって言えばいいじゃないですか。そうじゃなきゃ向こうの親御さんも気が済まないでしょ。謝って済むことならしっかりと全部を確認して謝ればいいじゃないですか、早く。
　何かまた責任だとか、メンツだとか考えて、あれなんでしょ。
　養護教諭だって、よく養護教諭をやっていられるなと思うよ、こんだけのことやって。犯罪者扱いになっちゃうよね、この人。それをかばったんなら、なみんな同罪だよ。それに指導できない教育委員会。そんだけ情けないってことなんだよね。なんで、ぴしっとできないんですかね。何回も言ってるけど、私厳しいこと言ってませんので。当然のことを言ってます。
　違いますか。そこをまた時間引き延ばしてやるつもりですか。努力するとは申し上げましたが、結論を出すとは言っておりませんって、９月のあれでしょ、また総務文教のときにそうやって言うんでしょ。一応、努力はするとは言いました。けど、できてませんって。それでセーフにしたいんだろ。保険なんでしょ、それ。努力すると言っただけですと、間に合わせるとは言ってませんって。課長、そうやって言い逃れするつもりなんでしょ。
○渡邉学校教育課長
　お答えいたします。
　確かに、そこで全てご報告しますと言えればいいのですが、そうできないことを考えて、確かに逃げのような答弁をしました。
　ただ、聞取りをして、それを当然、集めて整理をする。そして、場合によっては、先ほど私の報告の中でもお話しましたが、場合によっては保護者の方にもう１回確認をしなきゃいけな

いこともあるので、やっぱり、お互いの話を聞かないといけないというのは、これまでの反省点でありますし、お医者さんのほうには基本的には保護者の方の了解がないと確認することはできないと思っています。

ですので、その辺り、個人情報が関わりますので、市の顧問弁護士とも相談をしながら、問題ないように対応を進めると。慎重にやっていく中で、９月の委員会が３週間後ぐらいだと思うんです。間に合うように努力はするんですが、やっぱり、どうしても間に合わないこともある。途中経過だけということであったら、もちろん、そのとき分かっているところまでしっかりご報告をいたします。

以上です。

○古畑委員

往々にして、市の顧問弁護士に相談するっていうことはさ、行政側に有利に働くようにアドバイスをもらうってことなんだ。冷静に判断してこれ先生どっちが悪いでしょうか。いやこれちょっと行政のほうが、分が悪いよとか。どうすればいいんでしょう。この場合だとね、これとこれと合わせてこうしなさいって。

弁護士ってさ、いっとくけど殺人犯の弁護もやるんで。金さえもらえばどっちにもつくんだって。それがプロの弁護士なんだ。正義感でやってるわけじゃないっていう、弁護士もいらっしゃるんでね。

じゃあ、金もなければ弁護士にも、コネもつてもない方っていうのは、かなり不利なんです。だから大企業でやるときだとか、金持ちでやるときは、向こうは大弁護団つくるでしょ。だからどうしても負けるんだよ。法律っていうのは、裏と表があってさ、必ず抜け道があるんだよ。で、弁護はうまいよ。弁護がうまい人にかかれば、本当に有罪でも無罪になってるから。死刑囚だって、懲役15年かそこらに減刑されるしね。

だからさ、弁護士に相談してどうのこうのじゃなくて、これ自分で調査してみて、９月の委員会のときに報告して、なおこの両者の言い分が違うんで、これ以上やりたい場合は、警察のほうへ訴えてくださいと、やればいいわ。

あまりにもさ、言い訳だとか言い分を聞いて、長い年月をかけると、証言者が自分が悪いっていうことが、周りのほうにある。君だけが悪いわけじゃない。もしかしたらあっちが悪いんじゃない。それ君当然の範囲だよって、変わるんだよ証言って。だから日をかけると駄目なのはそこなんだ。私よく言うけど、奇襲攻撃をかけろと。これとこれ聞くよっていうと、これとこれ答弁用意して、都合が悪くなると、誰かに頼んで証言合わせてくれってなるんだって。それ平気でやる。皆さんの生活だってあるんじゃないかな。昨日さ、お前と一緒に飲んでたことにしてくれよとかって、やっちゃったりするでしょ。アリバイ工作はさ、結構割とみんな誰でもやるんですよ。だから日を、時間をかけては駄目な理屈ってのは、そこにあるんで。

で、警察じゃないんで、捜査できないんですから、証拠だってなんだって、コロコロ変えられても、しょうがないんだよ。だから弁護士はそれをいうんだよ。何ら問題ないっすねとかって言ってくる。

だけども、ヒヤリハットに関してはさ、完全に公文書が偽造されてる証拠があるんだから。変に職員かばう必要ないだろうね。一緒になって謝ろうってやれば、それで終わるんじゃないですか。何もそんなに責任逃れに、やっぱり終始しなきゃ駄目なんですか。いかがですか。

○渡邉学校教育課長

私この書類を見たとき、正直自分が現場にいるときはこういう間違いは当然起こり得ないように注意していますので、これは許されない、もしこれが学校でしっかり作って、みんなで確認したのであれば、許されないだろうなと思いながら見ています。

作成したのは、先ほどから養護教諭というお話もありますが、基本的には、これは学校で作るもので、学校みんなで判子を押していているので、管理職が当然、責任のトップになるかなというふうに思っています。

ですので、そういった意味で、先ほどのお話にも戻りますが、命に関わることですから、誰かをかばうとか、そういったつもりで調査をするつもりはございません。何がどうだったのかということを明らかにして、再発防止に努めたいと思っています。

以上です。

○古畑委員

あとはじゃあ、その進展具合をね、やっぱりこっちのほうは見守るだけですけど。

それから保護者が判子を押したとされる、この書類。この書類に何の効果があるのか。自分が自ら出した診断書に対して、そういうものがちゃんと学校に伝わる。ではこれからこういう方針で指導をしていきます。それでよろしいですか。

それ、どういう思いで判子押したのかっていうのって、ご本人に確認されたんですか。そのときの先生たちだってさ、ちゃんとこれ診断書を見て判子を押したのかって、それを今調べてらっしゃるんでしょ。該当者といわれるのは、学校側が何人。まあ、加害者がお１人かな。教育委員会のほうは何人、何人いるんですか。この該当者っていうのは。

○渡邉学校教育課長

まず聞取りをする該当者ということで、よろしいですか。

食物アレルギーについては、年度ごとに学校で対応が必要な、給食で対応が必要な保護者とは毎年面談することになっています。その面談には、管理職、教頭のことが多いです。それから、養護教諭、栄養教諭。で、保護者の方。４者で面談をするということですので、まずはその管理職、教頭と養護教諭と栄養教諭の話を聞きたい。そこで明らかにならないというか、ちょっとよく分からないということになると、今度、判子を押した職員に聞いてみたいというふうに思っています。

以上です。

○古畑委員

まあそれだけで何か月もかかるとはちょっと思えませんけど、職場だって一緒だし、まあ当時だからみんなバラバラになってるもんね。まあその辺、やっぱりちゃんとしっかりやってもらいたいと思います。

何回も言うけどさ、世間一般的にこういうことが起こったら、こういうそしりを受けますよっていうことを言ってる。渡邉課長も十分、事の重大さを理解されていると思う。最終的に起こってしまったこと、言い分が違うんだったら、その言い分はどっちが正しいか調べる権利・捜査権なんて私達にはありませんので、やっぱり警察か裁判所に訴えるようにお勧めするってこと。

やっぱり教育委員会は、それを恥と認めることですね。私はやってないとか、言ってないとかっていう人の言い分もあるでしょうしね、私もどっちが正しいとは言わない。あくまでも、そういうふうな相談があって、教育委員会としてもしっかり毅然としてやるべきでしょうと。

で、悪かったら悪いと認めて、やっぱりちゃんとしっかりと謝るべきだって。もうさ、口酸っぱくなるほど言ってるけどさ、本当に謝り方だって、もう駄目でしょ。イエローカードだって２枚出ればもう退場ですよ。レッドカード一発退場になっていくわけで、塵も積もれば山となっていくし、小さい失敗だって、ミスが重なれば、免許証だって取消しになるし、そういうのを自覚してほしいと思うんだよ。これはこれ、さっきのさっき。何年前のことなんで、これから起こることは想定しないでやってこうじゃ駄目だと思うんですよね。

しつこいよね。本当に何をこんなに同じことをずっと言ってるんだろうって、実は同じことじゃないんですよ。全部違うことなの。違うことなんだけど、同じようなパターンだ。分かりましたか。同じようなこと言ってるでしょ、さっきから。だけど、事案が全部違うんだ。ということは、同じ失敗、何回もそっちはやっているってことですよね。ちょっと反省して実行してくださいよ。

やめます。ちょっとね、長くなりすぎました。

○保坂委員

ちょっと教えてください。

今日ただの相違点っていうふうに書いてあったんで、ちょっととてつもない資料なんだなと、今、自覚しているところです。

この資料の２－２の１枚目ですけど、氏名のところが書いてあって、アナフィラキシー既往の有無について「有」で、原因食物っていうのは、上にイクラって書いてあるから書かなかったのか。

処方薬の有無っていうところで「有」って書いてあって、処方薬の記名がないっていうのが、そもそもこういう指示書っていうのがあり得るのかっていう疑問なんですけども、これはお医者さんの発行するまさに公文書なんだと思うんですけども、これを基に、何ていうか皆さん話し合うのかなと思って、これ自体信用していいのかっていう疑問も残るんですけども、その辺はどう解釈したらいいんでしょうか。

○渡邉学校教育課長

お答えいたします。

アナフィラキシーの既往の有無、それから処方薬の有無については、「有」のときには、具体的な食品、それから薬を書きますし、ここが「有」のときに書いてなかったら、学校として現場の一人として、もし現場にいたとして、自分が担当とかだとしたら、怖くて仕方がないので、例えば保護者の方に、申し訳ないんですが、ここをもう１回書いてもらって提出してくださいというべき内容かなと思います。

ですので、学校として、これを受け取ったときに、ここが空欄であるというときに、どんな、例えば保護者に対してアプローチをしたのかというところは、ちょっと聞いてみないと分からない。今のところ聞いた段階では、分からないということになっています。

通常はここが書いてないということは、あり得ないと、私は思います。

○保坂委員

少なくとも令和３年11月29日にお医者さん書いてあるんで、多分向こうにも控えがあるのかちょっと私は分かりませんけども、あればやっぱり確認してもらわなきゃいけない内容かなと思います。

それとですね、資料のページでいうと、５ページのところで、マル秘、個別の取組プラン、

これは学校側で作成する資料ということで、出してきて、上のほうで食物アレルギーのところ、魚卵イクラって書いてあって、何とかの頃、イクラひと粒で全身に発疹とまで書いてあって、でも、下のところでは、アナフィラキシー病型既往症がなしっていうことで、当然なしだから、対応が書いてない。で、処方薬も書いてないっていう、これを基に、これ令和３年12月22日ですよね。これを基にアレルギー対応食品、これ９ページが書いてあったりとか。後半に行くと、まあこれ令和２年なんで、１年生のときは違うんでしょうけども、３月13日かな、この２年生、15ページですね。２年生、３年生は、今までどおりの対応ってなってるので、書きようがないっていうことになりますよね。学校の作成したものが、もうアナフィラキシーなしになってるわけですから。という解釈でよろしいですか。

○渡邉学校教育課長

お答えいたします。

毎年面談のときに、基本的には、これは当該校でどのようにされていたかっていうのは、今、聞き取り途中なので分かりませんが、一般的には食物アレルギー対応のための面談を行う際に、医師からの指示書と、それから学校が作った取組プランを見比べながら、お医者さんがこう言ってるんで、こうしていきましょうねということを、年に１回確認をします。やり方は細かいところは、いろいろ違いはあるんですが、お医者さんの指示と学校の対応が違わないように保護者の方を交えて、確認をするということになります。

この取組プランとお医者さんの対応指示書というのは、給食対応がある場合、それから、新しくアレルギーを発症したき、それからアレルギーの食品が変わった、追加とか減ったとか、そういったときというふうにしてますんで、そのたびに面談をするんですが、新規対応のときは新規対応。昨年と一緒だったら、今までどおり。対応変更あり、例えば、この食品が追加されましたとか、食品は要らなくなりましたという、そこにチェックを入れて、お名前を書くということになっています。

ですので、今回これを見ると、今までどおりの対応にチェックがついていますし、アナフィラキシーなしというふうな対応で、みんなで確認をしたということが分かるかなと思います。

以上です。

○保坂委員

私も知識なくて申し訳ない。

５ページのところで、口腔アレルギー症候群ってあって、明確に食物依存性運動誘発アナフィラキシーがないってことになってるわけですから、比較的そんなに反応がないっていう判断されてるんだろうと思うんですけども、ここの、この作成するときに、医師の、本来であれば対応指示書っていうのがあって作るものなんですか。なくても作れるものなんですか。

○八木係長

個別の取組プランを作る際は、あらかじめ養護教諭が用意しておいた取組プランと医師の指示書を合わせながら面談を行います。アレルギーの対応マニュアルにも確認事項が書かれていまして、これから読み上げます項目について、確認しながら、この取組プランがいいかどうかっていうところを面談で確認します。一つ目は、診断の内容。二つ目は、医療機関への受診状況。三つ目は、過去に発症した具体的なアレルギー症状。四つ目は、家庭での食事状況や対応。五つ目は、学校生活上の留意点。六つ目、学校に持参する薬剤の有無、保管方法、緊急時の使用するタイミング。七つ目は、緊急時の保護者への連絡方法。最後に緊急時の医療機関への連

絡や受診方法。これらを確実に保護者と面談で内容を確認することになっております。

以上です。

○保坂委員

多分、話し合われたときには、話合い自体はしたのかもしれませんけども、判子ついてるんでね。皆さん、了解したんでしょうけども。やっぱりね、今日の提出資料にもあるとおりで、指示書と個別の取組プランの相違っていうのは、素人目にもちょっと、それこそ古畑委員じゃないけど、命に関わる大事な書類なのに、こんなことが本当にあっちゃいかんことなのに。

ヒヤリハット以前に、とてもやってはいけない文書作成をしてるのかなと思うんですけど、これ、この事案だけなんでしょうかね。何か、ごめんなさい。疑っちゃいますけど、ほかでもこんな感じで対応されてると、ちょっと糸魚川市自体のアレルギーに対する認識がまた疑われてしまう事案なんですけど、そこら辺は、もう資料出してるぐらいだから、確認してるかと思うんですが、その辺、いかがなもんでしょうか。

○石口参事

私のほうで、各学校に医師の指示書にアナフィラキシーが書いてあった場合に、個別の取組プランにどう記載されているかというのを確認させてもらっております。全ての学校で記載ずれはないということを確認できております。

以上です。

○保坂委員

不幸中の中で、まあこの件だけあったってことが確認されてるってことなんですね。

これあれですか、さっき古畑委員じゃないですけど、医師とかの確認とかっていうのは、保護者からやってもらうってことになるんでしょうか。

○渡邉学校教育課長

アレルギー等の健康状態に関わることについては、一線級の個人情報に当たるわけですので、保護者の方からの了解をいただければ、問合せをすることができるかなというふうに思っておりますし、先ほど弁護士さんという話をしたのは、その際どのように了解を、書類上もらえばいいかとか、そういった正式な手続きのことを相談させていただいているということです。

ですので、保護者の了解いただければ、問合せしたいと思っています。

○保坂委員

私もよくエピペンの話をしてずっと来てたんですけど、それ以前の問題っていうか、対処方法が確立されてないような状況で、もし学校運営されているんであれば、とてつもないひどい話になってしまいますんで、本当不幸中の幸い、ヒヤリハットの段階でっていう部分で救われてるんだと思いますけど、これ非常に危険ですよね。

これはちょっと穏やかな話ではないので、即時、時間かけて調べろじゃなくて、もう即時対応して、こういうことが今後一切ないような段取りをしていただきたいと思いますが、その辺、早急な対応、もう、してくださいだよね。お願いじゃなくて、してくださいになりますけど、いかがでしょうか。

○渡邉学校教育課長

今日はたくさんご指摘いただきましたが、本当に命に関わることであるということの自覚をしっかり私達持って、早急に対応していきたいと思っています。

各校に確認するべき内容については、今ほど参事もお話しましたが、ずれはないかとか、そ

ういった部分について、何か気になることがあれば、すぐに確認をしていきたいと思いますし、同時に、この今回の件についても分かってない部分もしっかり分かるように、対応を急いで行います。

以上です。

○保坂委員

最後にします。

先ほど行政側からもあったとおり、アレルギーって変化もあったりだとか、増えてたりだとか、減る場合もあるのかもしれないですけど、増えていく場合とかもありますので、そういった部分で適宜、症状の確認というものを定期的にやっていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

○松尾委員

ちょっと確認させてください。

医師のほうからですね、対応指示書というのが令和３年11月29日に出されます。それから個別の取組プランということで、学校側のこれは令和３年12月22日、約１か月弱、時間があるんですけども、４者による面談が行われていたことが学校の記録により確認されていると。これは４者の面談ってのは、これいつやったんですか。

○渡邉学校教育課長

個別の取組プランの日付と同じ日です。

○松尾委員

この４者の面談のときに、この医師からの指示書、それから個別の取組プランというものを、その４者のときに保護者に対して、これで間違いないですかねとか、こういうふうに出てますけどもどうですか、みたいな確認をしながらの４者面談であったのか。あるいはこういうのなしで面談して了解を得たのか、その辺はどうなんですか。

○渡邉学校教育課長

お答えします。

お答えしますというか、お答えにならないかと思うんですけど、今そこの部分の聞取りをして、確認をしっかりしているところです。

先ほどちょっと言ったかどうか、通常という言い方、あれなんですが、多くの学校では、今委員おっしゃったように、資料として用意して、一つ一つ確認しながら、先ほど八木係長が申したような観点で確認をしながらやるということになっておりますが、果たしてこのときどういう面談であったのかということは、参加したそれぞれからしっかり話を聞いて確認したいと思います。

○松尾委員

これは大事なことだと思うんですよね。

各学校で、あるいはこの学校でも、それぞれ対応、こういう事案がある生徒だということになれば、それなりの対応でもってやってきて、先ほどの確認されたお話を聞くと、全ての学校において、相違はないと。しかしこれだけがなぜ相違があったのかっていうことは、非常に疑ってしまえばね。例えば、先生も人間ですからね。適当にっていうと失礼な言い方ですけども、ということも疑われる可能性があると。

で、その辺のところ、私は何と言っても、こういう大事な事案については、当然こういう報告書、それから取組プランについてはこうなんですけども、保護者に対してね、間違いありませんかとか、こういう形でよろしいでしょうかと、確認するのが当たり前だと思う。見せてね、ご覧なってもらって。だけど、それもなしにですね、やったとしたら、こういうわずか１か月もたたないうちに、「あり」にも関わらず「なし」なんていうチェック、ちょっと何というか、意識的にやったのかななんて、悪い言い方をすればですね、というふうに取られるぐらいに、なんでこれ、この事案だけなんだと。この方だけなんだと。疑っちゃいますよね。その辺をですね、よく確認してください。これまず意見です。要望です。

それから、一つですね、ちょっと引っかかったんですけども、２－１の発生事案の１、当該生徒への対応ということで、生徒への謝罪は申し入れているんだけども、現在、謝罪方法について調整中と。単なるすみませんということでは、済まないと思うんですけども、例えば、保護者サイドから、こういうふうにしてもらわないと困るとか何とかっていう、そういうふうなことを言われてるんですか。

○渡邉学校教育課長

お答えいたします。

ご要望はいただいてはおりますが、今回新しい資料が出てきたということで、これもまた大きな問題であるかなと思っていますので、それも含めて再度こちらとしても検討したいと思っています。

以上です。

○松尾委員

要望があるということであるならば、単なる謝罪ではいかんぞと、納得できないというようなことなんですかね。ということでよろしいか。そのように取ってよろしいですか。

○渡邉学校教育課長

細かい詳しい内容については、ちょっと今控えさせていただきますが、そうですね、やっぱりつらい思いをされた、長い期間なかなか訴えても取り上げてもらえなかったということもありますので、そういったお気持ちも強いだろうという理解はしております。

以上です。

○松尾委員

行政もいろんな意味で、まあプライドもあるし、しかし、軽いですね。このような形で、もう保護者がですね、分かったと、了解したというような内容であるならば、おそらくその辺のところも検討されてるんだろうと思うんですけども、その辺のところもよく。

私は何を言いたいかというと、早期にこれを解決してほしいわけですよ。もちろん保護者の方はもっとそうだと思います。対応ができる、可能であるならばね、それなりの対応をすべきじゃないのかなと、それで納得されればね。しかし、いやどうもかなりのきつい要望なんだということで、今調整中なのか、その辺は分かりませんが、早期に対応してもらいたいなと思います。

そして、もう一つ。

学校における文書保存年限を経過したことにより、既に廃棄されていると。この保存年限ってのは、これ何年なんですか。

○渡邉学校教育課長

お答えいたします。

食物アレルギーに関する文書については、その児童生徒の在籍限りになっております。

ですので、卒業したら引継ぎ又は廃棄するということになるんですが、ちょっとここは、今回の事案も踏まえまして、少し保存年限がもうちょっと必要なんじゃないかというような議論を今課内でしているところです。

以上です。

○松尾委員

分かりました。

くどいような話をして申し訳ないんですが、先ほど冒頭に質問しました、その４者面談ね、これについてはですね、やっぱりきちっと調べて、どうもいい加減な対応をしたなっていうふうにしか、ちょっと取れないんで、こういう資料があるにも関わらずしっかりやったのかと、ちょっと疑いたくなりますので、その辺のところをよく確認をした上で、きちっとした対応をしてください。

以上です。

○阿部委員長

ほかにご質疑よろしいでしょうか。

よろしいですか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○阿部委員長

ご質疑なしと認めます。

よって、協議題２番の（２）令和４年度のアレルギーヒヤリハット事案対応についての質疑を終結いたします。

以上で、協議題の２番、（２）令和４年度のアレルギーヒヤリハット事案対応についてを終結いたします。

その他

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に協議題の３番、その他についてでございます。

特段その他について、こちらでないんですけれども、委員の皆さんいかがでしょうか。

○古畑委員

実は、この最近ね、糸魚川のほうに引っ越してこられた方がいらっしゃる。空き家を買って入ったんですけどね。糸魚川に来てくれてありがとうございました。

そしたらね、糸魚川にはいろんな制度があるから、ぜひ使ってくださいねって言ったんですよ。空き家を購入して市内に住んだんで、いろいろな補助とか何とか、いろいろつきますよね。家をリフォームするとかね。それをね使ってくださいって言ったらさ、実は同級生なんですけどね、古畑、行ったらさ、30日以内に手続きしないと駄目だって言われたよとかって。そうい

うのどこに書いてあるんですかって。どっかに書いてないかって。担当、建設課っていうかね、あっちのほう担当なんで、そっちも電話したんですけど、向こうのほうとすりゃ、そうやって決まったやつをもらってるんで、いや、30日以内です。残念ながらもうできませんって、何だっけ、糸魚川空き家情報のこと、何つった。

○阿部委員長

いえかつ。

○古畑委員

ああ、いえかつ、いえかつ。

そこに入ってないと駄目ですとか何とかって言われたんだって。これはいったい、おまえ、あんだけ帰ってこい、帰ってこいって言ってるくせにさ、これどういうことなんだって。いやあちょっと調べておきますというふうになっちゃったんだけどさ。

あのね、制度設計ってあるんだよ。で、これはなんで30日じゃなきゃ駄目なのかとか、これには何分の一の補助を出しましょうっていうさ、その計画は建設課でつくったわけじゃないんだよ。こういうのがあるんで、来たらやってねっていうだけらしいんだよね。

で、今、企画のほうにさ、ちゃんと説明がつくように頼むぜって言ってあるんだけど、調べてくれると、今日説明したいって言ってくれてるんだけどさ。どうもその辺のさ、個人的には医・職・住の充実が大事だとか言ってんじゃん。その中において、住、いろんなところで空き家対策だとか、そういうこと言ってるんだけど、また、総文の項目を増やすさ、問題かなと思うんだけどさ、定住問題と合わせて、１回それを見直してくれんかなと思ってるんだけどさ。

○阿部委員長

所管事項調査の項目ですね、少々お待ちください。

［「あれ所管変ったよね」と呼ぶ者あり］

○阿部委員長

ちょっと今確認しますね。

［「今すぐどうにかしてくれたって無理なんだけどさ」と呼ぶ者あり］

［「しゃべっていいんかや」と呼ぶ者あり］

［「休憩してください」と呼ぶ者あり］

○阿部委員長

暫時休憩いたします。

＜休憩＞

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

今ほど古畑委員のほうからありましたけど、そういったところも、ね。

［「大事なことだよ案内。せっかく制度あるんだから」と呼ぶ者あり］

○阿部委員長

ちょっとそれに対する回答というか、あれもないんですけど、注意深く見ていきたいなっていうふうに思いました。

一点、皆さんからないようでしたら、視察について、進捗状況をお伝えさせてください。

今のところ10月13日火曜日、14日水曜日の１泊２日の行程で調整しております。

13日については、茨城県のひたちなか市、これ地方鉄道についての視察研修でございます。

14日のほうが栃木県真岡市に依頼をしております。こちらについては、行政改革と職員管理についてをやっております。

今、ひたちなかのほうについては、スムーズに決まったんですけれども、もう一点は、もう本当にかなり苦労しております。

ご意見、はい、松尾委員。

○松尾委員

私前回だったかな、提案させてもらったんですけども、今その行政改革という言葉でやっぱりそれと全く同じなんですけども、ここ最近、市所有の土地、結構、糸魚川も持っているんですが、合併して大きくなった、例えば、実例出しますけども、新潟県では魚沼市、それから埼玉県では深谷市。これやっぱり市の今後のことを考えたときに、できるだけ手頃に求めて、なおかつ固定資産税はしっかりもらうというような形で、行政改革の一つの財政を少し獲得するという、財源を獲得するという意味で、結構その辺のやり方がですね、非常に参考になると思うんです。

糸魚川の町なかでもですね、今、一等地が広場に云々という話になってますけども、私はもう広場にしちゃったら固定資産税が入らないと。ですから、何らかの上手なやり方をやってる、そういう先進地をやっぱり研修すべき。で、たまたまそこは埼玉県です。

もし委員長のほうで、いろいろ事務局と共同して、当たってるんでしょうけども、もしそこが、今予定しているところが駄目であるならば、私はぜひ深谷市に行ってみたいなと思っておりますので、候補の一つとして、本当はもう切り替えてやってくださいとお願いしたいぐらいです。

以上です。

○阿部委員長

松尾委員からも前回ご提案ありまして、一番最初に当たったところが深谷市です。

どういったところでお断りされてるかというと、日程の都合上です。

なので、今までも委員の皆さんからいただいたところを、まず第一にやってきております。それに近いというか、正副のほうで、また事務局ともどういったところが今の総文に適してるのかっていうのは、常に協議しながら、今、当たってるところです。

○松尾委員

了解しました。

ただ、今まではね、２泊３日でやってたっていうのは、結構ある。それぞれ委員長のスケジュールだとかもいろいろあって、今回１泊２日なんでしょうけども、私は、もし今回駄目であっても、例えば、それが新年またいでね、行くということだって、予算がね、あることなんで、それだって考えて、日帰りでもいい。考えてもいいんじゃないかなと思いますので、よろしく。

○古畑委員

子育てのさ、屋内遊戯場に関してなんですけどね、県内においてもさ、建てるんじゃなくてリフォームでね、フロアをいろいろ借りてやるとかっていう取組、いくつかあると思うんだよね。だから遠くに行くのもなんだっていうんだったら、県内でもいいからさ、そういうとこあれば、近場であればね、見てくるっていうのも手なのかな思います。

もし行くとこなかったら、今見に行けばタイムリーだと思うんだけどね。
まあ、これといって候補地ないから、おまかせになる。
○阿部委員長
既存の施設を利用したってとこですよね。
わくわくランド新井とかもね、以前、行きましたよね、総文でね。
キッズマジックも総文で行ってるんかや。
まあちょっと一旦、今ご意見、承りました。
［「まあ第３案でね、もし余裕があればだよ」と呼ぶ者あり］
○阿部委員長
ありがとうございます。
ほかに今の視察の件について、ご意見等ございませんでしょうか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○阿部委員長
よろしいでしょうか。
また日程決まり次第、アナウンスさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
改めまして、ほかのご意見ないでしょうかね。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○阿部委員長
ないようですので、協議題の３番、その他についてを終結いたします。
以上で、本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。
本日の調査に関わる委員長の報告は、口頭報告として、文案につきましては、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
［「異議なし」と呼ぶ者あり］
○阿部委員長
ご異議なしと認めます。
以上で、総務文教常任委員会を散会いたします。

糸魚川市議会委員会条例第29条の規定により署名する。

委員長